

第 5 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

令和6年2月26日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第 5 回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和6年2月26日(月曜日)

午前9時59分開議

午後1時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第3号 令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第19号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)

議案第20号 令和6年度熊本県一般会計予算

議案第22号 令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第35号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

議案第40号 令和6年度熊本県病院事業会計予算

議案第48号 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第50号 熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

議案第72号 第5次くまもと21ヘルスプランの策定について

議案第74号 権利の放棄について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①令和5年度健康福祉部計画策定・中間見直しについて

②第8次熊本県保健医療計画について

③第4期熊本県における医療費の見通しに関する計画の策定について

④熊本県国民健康保険運営方針の改定について

⑤第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について

⑥くまもと障がい者プラン(第6期熊本県障がい福祉計画)中間見直しについて

⑦熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定について

⑧新たな動物愛護センターの設置について

⑨熊本県こころの医療センター第4次中期経営計画の策定について

令和5年度厚生常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 楠 本 千 秋

副委員長 坂 梨 剛 昭

委員 岩 下 栄 一

委員 岩 中 伸 司

委員 藤 川 隆 夫

委員 鎌 田 聡

委員 高 野 洋 介

委員 杉 鷗 ミ カ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部 長 沼 川 敦 彦

総括審議員

兼政策審議監 坂 本 公 一

医 監 池 田 洋一郎

長寿社会局長 城 内 智 昭

子ども・

障がい福祉局長 木 山 晋 介

健康局長 野 中 眞 治

健康福祉政策課長 本 田 敦 美

首席審議員

兼健康危機管理課長 椎 場 泰 三

首席審議員

兼高齢者支援課長 下 村 正 宣

首席審議員

兼認知症対策・

地域ケア推進課長 米 澤 祐 介

社会福祉課長 原 田 義 隆

首席審議員

兼子ども未来課長 木 村 和 子

子ども家庭福祉課審議員 浦 津 栄 一

障がい者支援課長 高三瀨 晋

医療政策課長 笠 新

国保・高齢者医療課長 浦 田 武 史

健康づくり推進課長 小 夏 香

薬務衛生課長 境 啓 満

病院局

病院事業管理者 竹 内 信 義

総務経営課長 川 上 竜 也

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦

政務調査課主幹 時 吉 啓 通

午前9時59分開議

○楠本千秋委員長 ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

議事次第のとおり、まず、健康福祉部長、病院事業管理者の総括説明に続いて、令和5年度補正予算について執行部の説明を求めた後、質疑応答、採決を行い、次に、令和6年度当初予算及びその他議案について執行部の説明を求め、質疑応答、採決を行いたいと思います。

補正予算と当初予算を分けて審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、健康福祉部長、病院事業管理者の総括説明は、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算及びその他議案を併せてお願いします。

それではまず、健康福祉部長及び病院事業管理者から総括説明をお願いします。

なお、審議を効率よく進めるため、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、沼川部長。

○沼川健康福祉部長 おはようございます。

議案の説明に先立ちまして、1月1日に発生しました令和6年能登半島地震への対応について御説明いたします。

地震発生後、石川県からの要請を受け、健康福祉部では、1月5日から、医師や保健師、薬剤師等で構成する災害時健康危機管理支援チームを輪島市に、仮設住宅支援職員を石川県庁へ派遣しました。

また、1月23日からは獣医師も石川県庁に派遣し、避難所へのペット同行避難や一時預かり等に係る対応について支援を行いました。

さらに、2月2日からは保健師等を石川県志賀町に派遣し、被災者の健康支援等を行っております。

発災後、これまで健康福祉部では52人の職員を派遣しており、引き続き、熊本地震や令

和2年7月豪雨災害の経験やノウハウを生かし、健康福祉分野における被災地への支援を行ってまいります。

続きまして、本議会に提案しております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、予算関係6議案、条例関係8議案でございます。

まず、予算関係につきましては、議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算において、通常分で15億6,000万円余の減額、新型コロナ対策分で382億6,000万円余の減額となる補正をお願いしております。

その主な内容につきましては、通常分では、介護給付費等の扶助費や災害救助費の所要見込額の減に伴う減額など、また、新型コロナ対策分では、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床確保に係る空床補償の所要見込額の減に伴う減額などについて計上しております。

また、議案第3号、令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算において、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、500万円余の増額補正をお願いしております。

さらに、議案第14号、令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算において、国民健康保険財政安定化基金積立金を含む50億6,000万円余の増額補正をお願いしております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の令和5年度の予算総額は、3,975億6,000万円余となります。

次に、議案第20号、令和6年度熊本県一般会計予算について、本会議における提案理由のとおり、義務的経費や継続事業に要する経費を中心とする骨格予算として編成しており、総額1,673億円余の予算をお願いしております。

その主な内容について御説明いたします。

初めに、こどもまんなか熊本の実現についてです。

産科医育成のための寄附講座設置による周産期医療の体制強化や児童手当の拡充、子育て家庭への訪問支援の拡充などにより、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援体制を市町村と連携してさらに強化してまいります。また、児童相談所の体制強化や里親支援センターの設置などにより、社会的養護の取組も併せて加速してまいります。

次に、動物愛護の推進についてです。

来月開所する新動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」を拠点として、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に向け、動物愛護の普及啓発、教育や保護犬猫の譲渡、飼い主のいない猫対策等を、より一層進めてまいります。

このほか、国の要請に基づく新型コロナウイルス感染症の変異株監視のためのゲノム解析や、新興感染症に備えて県と協定を締結する医療機関等への施設、設備整備の助成、介護施設等における感染拡大防止に対する助成など、感染症への対策についても引き続き取り組んでまいります。

続きまして、議案第22号、令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、独り親家庭等を対象とした各種貸付金として、1億1,000万円余を計上しております。

さらに、議案第35号、令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算につきましては、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、1,907億6,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の令和6年度の当初予算総額は、3,581億7,000万円余となり、骨格予算として編成していることから、令和5年度当初予算と比較しますと663億1,000万円余の減となっております。

次に、条例等関係につきましては、議案第

48号、熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外7議案を提案しております。

このほか、その他報告といたしまして、今年度改定予定の計画のうち、12月の本委員会で御説明した後に修正を行った計画や新動物愛護センターの概要など、計8件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○楠本千秋委員長 次に、竹内病院事業管理者。

○竹内病院事業管理者 病院局でございます。

議案の説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況につきまして御報告申し上げます。

当センターは、民間病院等では対応が困難な患者の最終的な受皿として、精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者を200人以上受け入れるなど、県内精神科医療のセーフティーネットとしての機能を果たしております。新型コロナウイルス感染症は5類に移行いたしました。一般の精神科患者の受入れを抑制していた影響等もあり、入院、外来ともに患者数はコロナ禍前までには戻っていない状況です。

このような現状を踏まえた上で、今年度は、今後6年間の経営指針となる第4次中期経営計画の策定に職員を挙げて取り組み、原案を作成いたしました。計画の概要につきましては、後ほど、その他報告事項において御説明させていただきます。

それでは、今定例会に提案しております病院局関係の議案について御説明いたします。

今回提案しておりますのは、予算関係2議

案です。

まず、議案第19号、令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第4号)についてですが、収益的収支では、収入で1億700万円余の減、支出で1億3,500万円余の減額補正を、また、資本的収支では、収入で900万円余の増額補正をお願いしております。

補正の主な内容ですが、収益的収支では、患者数が見込みを下回ったこと等による収入の減額、支出につきましては、職員給与費の執行見込み減及び事業実績に伴う委託料減による減額でございます。また、資本的収支では、備品整備を国のコロナ臨時交付金を活用したことに伴う財源更正により、収入を増額するものでございます。

その結果、収益的収支と資本的収支を合わせまして、補正後の支出総額は、19億9,800万円余となります。

また、このほか、来年度の年間委託契約等に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、議案第40号、令和6年度熊本県病院事業会計予算についてです。

来年度の当センターの管理運営に要する経費といたしまして、収益的収支で16億5,700万円余、資本的収支で3億8,600万円余、これらを合わせました支出総額20億4,300万円余を計上しております。

以上が今回提案しております議案の概要です。

詳細につきましては、後ほど総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 引き続き、令和5年度補正予算について説明をお願いします。

担当課長から議案第1号の説明をお願いします。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で

ございます。

2月補正予算関係説明資料の2ページをお願いいたします。

主なものを御説明申し上げます。

まず、社会福祉総務費でございます。

右側の説明欄を御覧ください。

1の職員給与費は、当初予算編成時には昨年の1月1日時点での職員数や給与額に基づいて計上しておりますことから、令和5年4月1日以降の人事異動や組織改編等に伴う補正をお願いするものです。健康福祉部各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましては、同様の趣旨でございますので、各所属からの説明は省略させていただきます。

3の社会福祉諸費の(3)住まいの再建支援事業につきましては、住まいの再建に向けた5つの支援策のうち、県が直接実施している自宅再建の利子助成等の2つの支援策分について、今年度中の申請見込額を踏まえ、4億3,364万円余を減額いたします。

なお、来年度当初予算といたしまして、改めて必要額を要求させていただいております。

3ページをお願いいたします。

6の国庫支出金返納金につきましては、昨年度の地域支え合いセンター運営支援事業等の実績減に伴うものでございます。

ページをおめくりいただき、4ページをお願いいたします。

下段の災害救助費です。

2の災害救助対策費につきましては、応急仮設住宅関連経費に係る所要見込額の減によるもので、3億9,082万円余を減額いたします。

5ページをお願いいたします。

次の公衆衛生総務費は、主に事業実績見込みを踏まえた減額となっております。

ページをおめくりいただき、6ページをお願いします。

元金の右側の説明欄を御覧ください。

1、災害援護資金国庫貸付金元金につきましては、市町村償還額の実績減による国庫への償還金の減額でございます。

以上、健康福祉政策課の補正予算といたしましては、最下段にありますとおり、総額7億7,120万円余の減額をお願いしております。

続きまして、7ページを御覧ください。

債務負担行為の設定です。

保健・医療・福祉関係業務につきましては、1月以降に準備が必要な業務に関して、既に一部を12月補正で設定しております。今回、部内各課の委託業務のうち、4月から業務を開始するために、3月中に契約手続を進める必要があるものについて、追加で債務負担行為を設定するものでございます。

今回、動物愛護管理事業や生活困窮者自立支援プラン推進事業業務委託などの63事業分といたしまして、部全体で11億193万円余の限度額を増額いたしまして、11億3,687万円余の設定をお願いしております。

健康福祉政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、6億6,862万円余の増額補正をお願いしております。

主なものは、説明欄3の国庫支出金返納金でございます。

これは、令和4年度の国庫補助金等の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、下段の予防費でございますが、94億4,277万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の感染症予防費の(1)から(3)、新型コロナウイルス感染症における保健所機能

強化事業、医療・検査等体制整備事業、ワクチン接種体制支援事業、それから、9ページに移りまして、説明欄2の予防接種対策費の新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業につきましては、いずれも事業の実績の見込みを踏まえた減額及び財源更正でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

環境整備費でございますが、5,453万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の動物愛護推進費の動物愛護推進事業でございますが、新動物愛護センター整備事業の執行残を減額するとともに、財源更正を行っております。

以上、健康危機管理課の2月補正予算としましては、88億3,144万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、11ページをお願いします。

明許繰越しの変更でございます。12億5,091万円の追加設定をお願いしております。

これは、新型コロナウイルス感染症の医療・検査等体制整備事業につきまして、年度内の支出が完了しないと見込まれるものについて繰り越すものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

2月補正予算について、主なものを御説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費で11億7,344万円余の増額をお願いしております。

これは、説明欄記載のとおり、令和4年度国庫補助金の額の確定に伴います国への返納金として、主なものは、コロナ対策事業分でございます。

次に、老人福祉費で9億9,577万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄の2、看護・福祉職員等処遇改善推進事業(介護分)は、国の経済対策に基づきまして、介護職員の収入引上げに要する経費について助成を行うものでして、報酬改定に伴い、処遇改善の加算率がアップします6月までの2月から5月の四月分の経費について助成を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3の(3)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業は、感染者が発生しました介護サービス事業所等におけるサービス継続に要する経費について助成を行うものでして、かかり増し経費や施設内療養に対応するため、3億4,613万円余の増額補正及び財源更正を行うものでございます。

次に、老人福祉施設費で4億6,918万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄1の(1)介護基盤緊急整備等事業は、市町村を通じて介護施設の整備等へ助成を行うものでして、整備の見送りや計画の変更等により減額を行うものでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

(2)の老人福祉施設整備等事業(非常用自家発電設備整備等事業分)は、国の経済対策を活用しまして、高齢者施設の防災対策のための非常用自家発電設備の整備等に対して助成を行うものでございます。

以上、高齢者支援課の2月補正予算としましては、合計で17億円余の増額補正をお願いしております。

次の15ページをお願いいたします。

繰越明許費についてですが、民生費で25億3,173万円余の追加設定をお願いしております。

備考欄に記載の10の事業は、国の経済対策を受け、今回の2月補正で計上した事業や施設整備関係事業などとして、令和5年度中の事業完了が見込めないため、新たに繰越しの設定を行うものでございます。

高齢者支援課の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の16ページをお願いします。

老人福祉費で11億2,830万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄を御覧ください。

2の高齢者福祉扶助費につきまして、認知症基本法理解促進事業(総合経済対策分)でございますが、これは、計画策定の準備といたしまして、認知症の人や家族等の意見を聴き、認知症への理解を深めるための啓発イベントなどの実施に要する経費でございます。

次に、3の高齢者福祉対策費につきまして、(1)認知症診療・相談体制強化事業につきましては、認知症疾患医療センターの委託額が当初の予定額を下回ったことにより減額補正するものでございます。

(3)の認知症サポーターアクティブチーム支援事業につきましては、認知症の方やその家族を支える活動団体であります認知症サポーターアクティブチーム、この認定に係る経費の見込額の減により減額補正及び財源更正するものでございます。

説明資料の17ページを御覧ください。

(4)在宅医療サポートセンター事業につきましては、県及び地域におきます在宅医療の推進を図るための在宅医療サポートセンターの運営経費につきまして助成するものでございますが、所要額の見込み減により減額補正するものでございます。

(5)の地域包括ケアシステム構築加速化事業につきましては、市町村の課題に応じた専門職の派遣や研修会の開催、地域リハビリテーションに係る体制整備を行うものでございますが、同じく所要額の見込み減により減額補正及び財源更正するものでございます。

(6)の物価高騰対策事業(高齢者施設分)に

つきましては、令和5年度6月補正において予算化し事業を実施しているところでございますが、所要額見込み減により減額補正をするものでございます。

次の(7)訪問看護物価高騰緊急支援事業につきましては、物価高騰の影響を受けた小規模訪問看護ステーションに対して、一定期間運営経費を助成するものでございます。

説明欄の4、国庫支出金返納金につきましては、老人福祉事業費等国庫支出金精算返納金につきまして、令和4年度に実施した国庫補助事業の減額の確定に伴う返納金等でございます。

1枚おめくりいただきまして、説明資料18ページをお願いいたします。

説明欄の5、介護保険対策費につきましては、(3)介護給付費県負担金交付事業、(4)地域支援事業交付金交付事業は、介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金、交付金等でございますが、いずれも、市町村の所要見込み減により減額補正するものでございます。

(6)の第1号保険料県負担金交付事業につきましても、介護保険法に基づく市町村に対する法定の交付金でございますが、同じく市町村の所要額見込み増に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

説明資料の19ページを御覧ください。

(8)高齢者を支える地域活動支援事業につきましては、中山間地など地域の実情に応じた在宅サービスや生活支援サービスの基盤づくりに対する支援を行っているものでございますが、交付額が当初の見込みを下回ったことにより減額補正をお願いするものでございます。

次に、6の介護保険財政安定化基金積立金につきましては、これは、介護保険法に基づきます基金の償還金及び運用利息の積立てに要する経費でございますが、運用利息の減に伴い、減額補正をお願いするものでございま



す。

最後の下段部分、公衆衛生総務費につきまして、説明欄の1、保健医療推進対策費のうち、在宅医療連携推進事業につきましては、在宅医療を担います医療、介護等の関係機関の連携体制構築に要する経費でございますが、所要額の見込み減に伴い、減額補正をするものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の2月補正予算といたしましては、総額11億2,970万円余の減額をお願いしているところでございます。

最後に、説明資料の20ページを御覧ください。

繰越明許の補正について御説明させていただきます。

上段、民生費につきましては、3,380万円の繰越明許の追加設定をお願いしております。

これは、先ほど御説明いたしました認知症基本法理解促進事業や訪問看護物価高騰緊急支援事業の2事業につきまして、国の経済対策を受けて予算要求をしているところでございますが、年度内に事業完了が見込めないことからお願いするものでございます。

下段の衛生費につきましては、267万円余の繰越明許の設定をお願いしておりますが、これは、内訳としまして、全国的な半導体不足の影響により、当初補助対象経費を予定していたその材料につきまして、納期の遅延が見込まれるため、お願いするものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

2月補正予算関係について、主なものを説明いたします。

説明資料の21ページをお願いします。

社会福祉総務費として、61万円余の減額補正をお願いしております。

説明欄の2、社会福祉諸費の(1)小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、所要見込額の減により減額補正をお願いするものです。

(2)の生活困窮者に対する物価高騰緊急支援事業は、生活困窮者の支援を行う団体の活動経費について助成するもので、増額補正をお願いしております。

22ページをお願いします。

2段目の生活保護総務費として、4億1,149万円余の増額補正をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

1の生活保護事務費の(2)生活困窮者総合相談支援事業から(4)の保護施設等における感染拡大防止対策事業まで、所要見込額の減により減額補正及び財源更正をするものでございます。

続いて、23ページをお願いします。

説明欄4の国庫支出金返納金は、令和4年度国庫負担金等の確定に伴う精算返納金でございます。

次に、下段の扶助費として、6,151万円余の増額補正をお願いしておりますが、これは、生活保護世帯の増加傾向に伴い、増額をお願いするものです。

24ページをお願いします。

精神保健費として、1,237万円余の減額補正をお願いしておりますが、これは、ひきこもり支援推進事業の所要見込額の減によるものです。

以上、社会福祉課の補正予算としまして、4億6,890万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正で958万円余の追加設定

をお願いしております。

これは、生活困窮者の支援を行う団体の事業が年度内に完了しないことが見込まれるため、追加をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料26ページをお願いします。

主なものについて御説明いたします。

まず、児童福祉総務費で8億162万円余の減額補正をお願いしています。

27ページの右側説明欄(9)を御覧ください。

(9)の出産・子育て応援交付金事業は、妊娠、出産に伴う経済的給付と伴走型の相談支援を行う事業ですが、交付金が国から市町村へ直接交付となったため、減額をしております。

(11)の熊本県放課後児童健全育成事業等におけるICT化推進事業は、放課後児童クラブ等において業務のICT化を推進するための助成分です。

おめくりいただき、28ページをお願いいたします。

右側説明欄(12)の性被害防止対策支援事業は、国の経済対策において、保育所や児童養護施設等における性被害防止対策が予算化されたことに伴い、簡易更衣室等費用の助成について、当課所管施設分を計上しています。

(13)ICT化推進等事業は、業務負担軽減を図るICT機器等の導入費用助成について、国の経済対策を活用し、新たに認可外保育所分を計上させていただくものです。

次の29ページ、最下段、公衆衛生総務費の右側説明欄を御覧ください。

先天性代謝異常等検査は、新生児期における難病の早期発見、早期治療を目的としており、本県は、国が定める20疾患にプラス3疾

患の一部公費助成を、全国に先駆け、令和4年度から実施しています。このうち、2疾患が経済対策により国の実証事業として事業化されたことから、国費を受け入れるために財源更正を実施するものです。

おめくりいただきまして、飛びますが、31ページをお願いいたします。

私学振興費で、2億2,781万円余の減額補正は、私立幼稚園運営費等の所要見込額の減少が主ですが、右側説明欄(5)の給食費支援事業は、物価高騰による給食費のかかり増し経費が子育て世帯に転嫁されないよう、国の重点支援地方交付金を用いて補助を行うものです。

以上、子ども未来課の補正予算としまして、15億5,985万円余の減額補正をお願いしております。

おめくりいただきまして、32ページは、繰越明許費の補正になります。

いずれの事業も、国の経済対策に対応し、年度内の執行が困難な見込みであるため、総額3,605万9,000円の追加設定をお願いするものです。

子ども未来課は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

まず、説明資料33ページからお願いをいたします。

子ども家庭福祉課では、2月補正予算といたしましては、おおむね所要額の減による減額補正と国の経済対策の事業に関する補正をお願いしています。

経済対策として実施する主なものに絞って御説明をいたします。

経済対策事業については、いずれも、全額を繰り越して、令和6年度に実施する予定です。

資料34ページをお願いします。

右側の説明欄の(4)困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業につきましては、困難に直面する学生等に対し、生活支援物資等をアウトリーチ型で届けることで生活支援を行い、さらに相談支援へとつなげる国のモデル事業を新規に実施するための経費として、987万円余を計上しています。

続いて、35ページでございます。

下段の母子福祉費の説明欄をお願いいたします。

1の(2)ひとり親家庭等支援事業と(3)の子どもの貧困対策推進事業は、物価高騰の影響を受ける独り親家庭への支援を行う団体や子供支援を行う子ども食堂等に対して助成を行う経費について、増額をお願いしています。

続いて、37ページをお願いいたします。

児童福祉施設費のうち、右側の説明欄で新規としております(4)の性被害防止対策支援事業は、児童養護施設等における性被害防止対策への助成を計上しております。

以上、子ども家庭福祉課の補正予算といたしましては、全体で2,410万円余の減額となっております。

続きまして、38ページの繰越明許費について、6億8,241万円余の追加設定をお願いするものです。

右側備考欄下段の一番上の子育て家庭支援事業と上から6番目の清水が丘学園整備事業は、いずれも、ハード整備の一部の施工が年度内に完了しないことが見込まれるため、繰り越すものです。

その他の事業につきましては、国の経済対策に伴うもので、先ほど御説明しましたとおり、全額繰越設定をお願いし、4月以降の執行を予定しております。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高三瀧障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

39ページをお願いいたします。

障害者福祉費で2億377万円余の減額をお願いしております。

説明欄1、障がい者扶助費の(2)でございます。

障害福祉サービス費等負担事業につきましては、障害者のサービス利用に係る県負担金でございまして、所要額見込みの減額によりまして、10億4,484万円余の減額を行うものでございます。

次に、2、障がい者福祉諸費につきましては、次のページでございます、(9)を御覧いただきます。

看護、福祉職員等の処遇改善の推進事業でございます。経済対策といたしまして、障害福祉サービス事業所等が実施いたします福祉、看護職員への処遇改善に必要な経費を補助するものでございます。3億1,864万円余のお願いをしております。

次、41ページをお願い申し上げます。

下のほうの3の(2)障がい者福祉施設整備費、令和5年の経済対策分でございます。障害者支援施設、あるいは障害福祉サービス事業所の整備、大規模修繕等に要します費用を補助するものでございまして、経済対策分としまして、10億5,380万円余の増額をお願いしております。

次、42ページでございます。

4の国庫支出金返納金でございます。

(1)から次のページ、(5)まで、計8,242万円余の増額を行います。平成30年度から令和4年度までの国庫負担金額の確定に伴いまして、返納金が生じたものでございます。

次の43ページをお願いいたします。

説明欄の5、重度心身障害者の医療費につきまして、重度心身障がい者医療費助成事業を行う市町村に対する助成でございまして、所要額見込みの減額によりまして、2億4,078万円余の減額を行うものでございます。

次に、下の段でございます。

児童措置費で6億1,226万円余の減額をお願いしております。

主なものといたしまして、説明欄1、児童扶助費の障害児施設の給付費等の支給、あるいは障害児施設措置事業につきましてですが、障害者の入所あるいは通所支援に係ります県負担金等ございまして、所要見込額の減によりまして、6億8,360万円余の減額をお願いしております。

次の44ページをお願いいたします。

上段の4、国庫支出金返納金でございます。

7,338万円余の増額を行います。令和4年度国庫負担金額の確定に伴いまして、返納額が生じたものでございます。

次の45ページをお願いいたします。

精神保健費でございまして、2,288万円の増額をお願いしております。

次の46ページ、説明欄の3、国庫支出金返納金でございますが、(1)から(5)まで、合計で2,138万円余の増額を行います。令和4年度国庫負担金の額の確定に伴いまして、返納額が生じたものでございます。

以上、障がい者支援課の2月補正予算額としまして、総額7億2,915万円余の減額をお願いしております。

さらに、48ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

民生費につきまして、年度内に完了が見込めない障がい者福祉施設整備費や経済対策として取り組みます看護、福祉職員等の処遇改善等の事業につきまして、社会福祉費で14億3,709万円余の追加設定をお願いするものでございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○笠医療政策課長 医療政策課でございま

す。

資料の49ページをお願いいたします。

2月補正予算の主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で11億9,664万円余の減額をお願いしております。

説明欄をお願いします。

1、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費につきましては、全体では減額となっておりますが、実績見込みを踏まえた減額に加え、国の経済対策に対応し、電子処方箋を導入する医療機関に対して経費の助成を行う新規事業分の増額を含んだものになります。

ページをおめくりいただきまして、1ページ飛ばしまして、51ページをお願いいたします。

3の国庫支出金返納金につきましては、令和4年度の国庫補助金の額の確定などに伴い、増額をお願いしております。

次のページをお願いいたします。

52ページでございます。

予防費で250億7,964万円の減額をお願いしております。

説明欄1、感染症予防費の(1)から(5)につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業となります。

当初予算要求時には、令和4年度の制度が通年で継続する見込みとしておりましたが、昨年5月8日に5類へ移行したことなどの影響で減額となっているものです。

なお、(3)新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業は、5類移行に伴い、コロナ入院受入れ医療機関における設備整備の補助対象機器が減少したことにより、(4)新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業は、5類移行後の経過措置による確保病床数の減少及び昨年10月以降、コロナ入院患者数に応じて段階的に病床を確保する制度となりましたが、本県においては、入院患者

数が基準を上回ることがなく、病床を確保するに至らなかったことなどにより、所要見込額が大きく減少しております。

次、53ページをお願いいたします。

(6)の看護・福祉職員等処遇改善推進事業（看護分）は、国の経済対策に対応した新規事業で、病院及び有床診療所に勤務する看護補助者の収入を、本年2月から5月までの4か月間、月額6,000円程度引き上げるために必要な財源を対象医療機関に助成するものです。

中段下から2段目の医務費でございます。

2,442万円余の減額をお願いしております。

最下段の保健師等指導管理費では、4,015万円余の減額をお願いしております。

いずれも、各事業の実績見込みを踏まえた減額及び報酬等改定に伴う増額となっております。

ページをおめくりいただきまして、54ページをお願いいたします。

以上、増減額を合わせまして、最下段の課計のとおり、今回、263億4,863万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正といたしまして、衛生費、公衆衛生費で2億9,272万円余の追加設定をお願いしております。

備考欄にありますとおり、医療施設等施設・設備整備費、病床機能分化・連携推進事業及び看護・福祉職員等処遇改善推進事業の3事業で繰越しをお願いしているものです。

繰越理由につきましては、それぞれ、施設設計に時間を要したことや資材、労務者の手配、調整に不測の日数を要したこと、また、3ポツ目は、国の経済対策に伴う事業で、年度内の事業完了が困難となったことによるものになります。

医療政策課の説明は以上です。御審議のほ

どよろしく願いいたします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の56ページをお願いいたします。

2月補正予算につきまして、主な事業を御説明いたします。

国民健康保険指導費につきまして、1億4,514万円余の減額を計上しております。

減額の主な理由は、説明欄の2でございます。

国民健康保険制度安定化対策費の国民健康保険保険基盤安定等負担金につきまして、低所得者世帯等の保険料の軽減の対象となります被保険者数が当初見込みを下回ったためでございます。

次に、公衆衛生総務費につきまして、4億4,618万円余の増額を計上しております。

増額の主な理由は、説明欄1の後期高齢者医療対策費の(1)でございます。

後期高齢者医療給付費負担金につきまして、後期高齢者の医療給付費が当初見込みを上回ったものでございます。

57ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険法に基づく法定負担金として、国保事業特別会計に繰り出すものでございますが、医療費に係る保険給付費等の所要見込額の増によりまして、1億6,380万円余の増額を計上しております。

以上、一般会計で4億6,484万円余の増額をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料58ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で3,283万円余の増

額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

2、健康づくり推進費、(1)歯科保健推進事業、(2)市町村健康増進事業につきましては、いずれも、所要見込額の減に伴う減額でございます。

3、原爆被爆者健康診断費及び4、原爆被爆者特別措置費につきましても、所要見込額の減に伴う減額でございます。

59ページをお願いいたします。

説明欄6、国庫支出金返納金につきましては、令和4年度国庫補助金額の確定に伴う返納金でございます。

次に、予防費でございますが、42万円余の減額をお願いしております。

これは、説明欄、ハンセン病事業費における所要見込額の減に伴う減額及び国庫委託金を充当することに伴う財源更正でございます。

次の国民健康保険事業特別会計への繰出金につきましては、5,511万円余の減額をお願いしております。

これは、市町村が実施する事業に対する負担金で、市町村の所要見込額の減に伴う減額でございます。

以上、一般会計で、最下段、補正額2,270万円余の減額をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の60ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

上段の公衆衛生総務費で30億6,317万円余の減額をお願いしております。

右側説明欄1、衛生諸費の軽症者等の宿泊療養事業は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養するための宿泊施設の借り上げに要する経費です。通年で必要な経費を要求しておりましたが、昨年5月8日で5類に移

行したことにより、当初の見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

61ページをお願いいたします。

薬務費で1,598万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄に薬務行政費においては、(3)医療物資供給支援事業は、医療機関等に対するマスクや消毒液等の医療物資供給及び備蓄に要する経費ですが、当初の見込額を下回ったことに伴う減額でございます。

62ページをお願いいたします。

(7)電子処方箋の活用・普及促進事業でございます。

電子処方箋を導入する薬局に対する助成であり、国の経済対策を受けたものでございます。

以上、薬務衛生課の2月補正予算といたしましては、最下段にありますとおり、総額30億4,432万円余の減額をお願いしております。

次に、63ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。

医薬費で4,634万円余の追加設定をお願いするものであり、さきに述べました国の経済対策である電子処方箋の活用・普及促進事業が年度内に事業が完了しないことが見込まれるため、追加でお願いするものでございます。

薬務衛生課の説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第3号の説明をお願いします。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

資料は、64ページをお願いします。

議案第3号、母子父子寡婦福祉資金特別会計の補正予算でございます。

これは、独り親家庭等に対しまして、子供の修学資金や生活資金等の各種貸付けを行うものですが、所要額の増加が見込まれますので、509万円余の増額をお願いしています。

以上、よろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第14号の説明をお願いします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の65ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の2月補正予算についてでございます。

国民健康保険運営費につきまして、50億7,085万円余の増額を計上しております。

主な事業について御説明いたします。

説明欄1の国民健康保険保険給付費等交付金でございますが、医療費に係る保険給付費が当初見込みを上回ったことによる増額でございます。

2の社会保険診療報酬支払基金納付金でございますが、後期高齢者支援金など、支払基金に対して支払う納付金が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

また、3の財政安定化基金積立金でございますが、国保財政安定化のための基金への積立て及び市町村への貸付けによる増額でございます。

説明欄5の国庫支出金返納金は、令和4年度の国庫負担金等の実績額の確定に伴う国への返納金でございます。

続きまして、66ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

情報処理関連業務としまして、国民健康保険総合システムの回線使用料につきまして3月中に契約を行う必要がありますので、債務負担行為の設定をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

資料67ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

公衆衛生総務費で1,007万円余の減額補正をお願いしております。

右側説明欄の1、健康づくり推進費の(1)国庫支出金返納金につきましては、令和4年度国庫補助金の額の確定に伴う返納金でございます。

(2)国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や特定健診未受診者対策のための研修等に要する経費でございますが、所要見込額の減に伴う減額をいたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第19号の説明をお願いします。

○川上総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

資料の68ページをお願いいたします。

まず、表の左側の収益的収支の収入につきましては、新型コロナの影響により減少した患者数が回復せず、患者数が減少したことによりまして1億769万円余の減額を、支出につきましては、1億3,582万円余の減額をお願いするものでございます。これらにより、補正後の損益は2,253万円余のプラスとなる見込みです。

次に、右側の資本的収支の収入につきましては、備品整備にコロナ臨時交付金を活用したことに伴い、962万円余の増額をお願いしております。

次に、69ページをお願いいたします。

収益的支出についてですが、右側の説明欄を御覧ください。

職員の退職及び人事異動に伴う給与費の減や委託料の執行見込額の減等によりまして、合計1億3,582万円余の減額をお願いしております。

次に、おめくりいただき、70ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

こころの医療センターの業務のうち、令和6年4月1日から業務を行う必要がある庁舎等管理業務等につきまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

病院局の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたと思います。質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 最初に部長のほうの総括説明にもありますし、医療政策課からも話がありましたし、また、薬務衛生課からもありました新型コロナウイルス感染症、もう昨年5月から5類になり、大分人の感覚というか、人の恐怖感というか、様々な部分において落ちてきている部分があるかというふうに考えております。

そういう中で、今回、空床補償に関しまして減額補正が出ております。ある程度見込みを持ちながら空床の確保を行い、そして、療養ベッドの確保等も行ってきたというふうに考えておりますけれども、実質的にこの空床の利用率といいますか、実際に利用している方、極めて減ってきていると思います。療養ベッドも一緒だろうと思いますけれども、そういうふうなところのまず現状をちょっと教えていただければと思います。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

藤川委員のほうから、今空床の利用率のお

話かと思います。ありがとうございます。

で、利用率につきましては、すみません、今手元には持ち合わせていないんですけれども、5類移行の状況でいきますと、今回の減額につきましては、もともと昨年度の最大1,131床というのがベースで当初予算を組んでいたんですけれども、その後、5類への移行に伴いまして、もともととの空床の確保の数が721床に減少したということ、また、先ほども御説明いたしましたけれども、10月以降につきましては、制度が変わりまして、入院患者数が531人を超えて初めて空床確保料をお支払いするという制度になりましたので、ですので、大変申し訳ありません、10月以降につきましては、いわゆるこの空床補償制度を活用した空床の利用というのはございません。

ただ、それぞれの医療機関のほうで、コロナ病床を確保していただいております、その確保いただいた病床で御対応いただいているということで認識をしております。

医療機関間での調整でおおむね入院は進んでいっているということでございまして、県の調整を要した事例というのも、今年度に入りまして15例程度ですので、昨年度までと比較すると格段に減ってきている、医療機関の御努力で入院のほうは受け入れていただいているものというふうに認識をしております。

すみません、よろしくをお願いいたします。

○藤川隆夫委員 薬務衛生課の療養ベッドの件も。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

宿泊療養施設についてのお尋ねでございます。旅館、ホテル等を借り上げてまして軽症者の宿泊療養を行っておりましたけれども、5類に移行した昨年の5月をもちまして宿泊療養施設の運用は一旦停止をしているという状



況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今の状況、分かりました。どちらにしろ、5類に移ってから、やっぱり多くの県民の気分というのは全く変わってきたというふうに思っておりますし、医療機関も、実は発熱外来というのは分けをしながらやっているところはだんだん減ってきておりまして、通常に熱があっても、院内で、コロナであろうがインフルであろうが、両方診療しているというのが恐らく今の現状だろうというふうに思っています。

そういう意味において、今後、この空床補償というのはもう当然これはなくなってくるというふうに思いますし、ある意味、必要なくなってくるんだらうなというふうに考えておりますので、ただ、まだどちらにしろ重症化する方がいないわけじゃないので、その方々が入れるようなところだけ確保しておいてもらえれば、もうあとはいいのかなという今感覚で私はいます。

そういうふうなことを含めて、まだまだちょっと対応が必要な部分出てくるかというふうに考えておりますので、そこだけちょっと押さえてもらえればというふうに思っておりますので、それ以外のところはもう普通でいいんじゃないのかなというふうな感覚があります。よろしくお願いします。

委員長、もう1点いいですか。

あわせてまして、このワクチン接種の件に関しましても、もう7回目打たれる方もいらっしゃいますけれども、実は接種率が極めて、恐らく下がってきていると思っています。というのも、現場でやってますと、今まで打った中で、多少なりとも副反応がある方々はもうほとんど今接種しようとしてません。逆に言うと、接種しても何ら副反応がなかった方々だけが、どうも7回目打っているというふうな感覚私はあるんですけれども、現実の

その接種率的なものが分かれば、ちょっと教えてもらえればと思います。必要な方、65歳以上で構いませんけれども。

○椎場健康危機管理課長 コロナワクチンの接種率でございますけれども——今現在、全年齢でいいますと大体23%程度でございます。65歳以上の高齢者につきましては大体約半分、50%程度ぐらいの接種率という形になっております。これは、全国的にも大体同様の傾向になっておりまして、本県が特に高いとかいったような状況はございません。今そういう状況になっております。

○藤川隆夫委員 分かりました。あくまでも任意接種という形になるし、来年からは恐らく費用負担も出てくるような話も出てきておりますので、これからは、ただ、コロナがなくなったわけじゃないので、必要な方は必要な形で打てるような体制だけつくってもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 28ページと、37もですけれども、子ども未来課で性被害防止対策支援事業が認可外保育施設等分ということで、先ほど簡易更衣室という話をちょっとお伺いしたんですけれども、実際これがどういうものなのか、これで性被害防止にどうつながるのかということと、37ページも子ども家庭福祉課で、児童養護施設分で上がっておりますので、これはどういうやつなのか、それぞれ教えていただきたいと思います。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

今回の性被害防止対策支援事業につしまし

ては、事業費が1施設当たり10万円ということで国から出されております。それに伴いまして、子供さんが着替えをするときに、プライバシーを保護するためのパーティションであったり、例に引きました簡易更衣室と、ちょっとその目隠し等になるものを置くであったりとか、あるいは人感センサーライトであったり、それから、保護者が心配しないように指導の様子を記録できるポータブルカメラ等が対象というふうになっております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 すみません。子ども家庭福祉課のほう。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

当課の所管の施設におきましても、今子ども未来課のほうからお答えをさせていただいた内容とほぼ同様でございます。パーティションや簡易更衣室等の設置による子供のプライバシー保護、あるいは保護者の方々からの確認の依頼あたりに応えるためのカメラの設置、そういったものが主なものになっております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 そういった少しでもやっぱり子供さんを見えなくしていくということは大事だろうと思いますけれども、一つ、児童養護施設で、熊本市内では職員が子供に性的虐待をしていたという事案が明らかになっておりますので、そういったところの防止策というのも、なかなかこれはもう職員の方々のそういった資質とか、そういったものに関わる問題ですけれども、やっぱりそういったことを早期発見とか、そうできるような対策もやっていただきたいので、その辺は何か改めて、この熊本市の事例が出た後に、特に児童養護施設とか認可外保育はどうなのか、ちょ

っとあれですけれども、そういった職員向けの性加害というか、そういった対策というのは何か取られているのでしょうか。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 今、鎌田委員御指摘のとおり、そういった報道もなされております。そういったものを受けまして、本県所管している施設に対しましても、そういった部分の再度の周知であるとか、そういったところの徹底を再度やるようにというふうなところで、まずは、そちらのほうを今させていただきますとところでございます。

今後、また対応可能なものがございましたら、追って、そのあたり徹底をしていきたいというふうに思っております。

○木村子ども未来課長 子ども未来課です。

すみません、私どものほうも、保育所さんのほうに市町村を通して、こういった子供の被害、虐待、これも虐待の一種ですので、そういったことがないようにということでの指導、周知をしているところでございます。

それから、防犯カメラ等を設置することにつきましては、これはあくまでも個別の保育園さんの経営側の判断になるかと思えますので、そこら辺は、そういう方法を取られるところがあるというふうには伺っているところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 カメラとかそういうものが、またプライバシーとかそういった問題にも関わってきますので、これはなかなか難しいところあると思いますけれども、要は、やっぱり職員さんが、そういった養護施設の子供たちですけれども、そういったところへの対応をしっかりともう一回徹底していただくことが大事だと思いますので、ぜひその辺よろしくお願いいたします。

以上です。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 17ページの地域包括ケアシステムの構築に関してですけれども、これは、県のほうから各自治体のほうに地域包括ケアシステムの構築を進めなさいって話が行っていると思うんですけれども、実は自治体間によって結構温度差があるというふうにも聞いておりますし、なおかつ、医療資源、介護資源、ともに潤沢なところと極めて不十分なところとあるというふうに考えております。

特に、不十分な部分においては、基礎自治体だけで済むのか、それとも地域の他の自治体との連携というのも恐らく今後必要になってくるというふうに考えるんですけれども、そのような状況というのは今どういうふうになっているか、教えていただければと思います。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

藤川委員、非常に重要なところを御指摘いただきましてありがとうございます。

委員御指摘のとおり、地域包括ケアシステムの構築状況というのは、やはりどうしてもその医療資源ですとか介護資源ですとか、その市町村の規模ないしその資源の状況によって左右されるというところは正直あるかと思っています。

現在ですと、今委員から御提案がございましたような、その市町村を越えての連携というところは、特にその介護体制ですと、市町村がメインで業務を行う関係もありまして、なかなか進んでいないところはあります。

ただ一方で、医療関係について申しますと、2次圏域が市町村をまたいだ圏域でございますので、在宅医療の体制づくりとかを市町村を越えて実施したりしている例もござい

ますし、あと、介護の近い例でいいますと、リハビリテーション体制も県が力を入れて頑張っておりますので、こういうところも市町村を越えて取組を進めているところもございます。

また、介護につきましても、その人材確保ですとか、そういう地域密着サービスとか市町村越えての受入れとかもできるものになっておりますので、やはり最後は、その市町村がどれぐらいその地域包括ケアシステムに理解と熱意を持って取り組んでくださるかによって左右されるのが正直なところでございますけれども、県としても、そういうやる気のある市町村を応援できるように伴走型で支援をしたりですとか、あとは、市町村の方々の今回の計画策定の支援など行いまして、力いっぱい支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 やる気のあるところはそれで大丈夫だと思うんですけれども、問題は、やる気がないところだけれども、やっぱり住民そこに住んでいるわけで、ある意味、地域包括ケアの対象者にもなりますし、その中で、やっぱり訪問系を充実させることが極めて大事だろうし、今、訪問看護、訪問介護、訪問リハ、様々な形で訪問系を強化するというのは大事だろうし、ただ、さっき言ったように、自治体が動かなければ、恐らくそれも極めて難しい部分があるというふうに思っておりますので、当然県のほうでは、積極的なところ、そうじゃないところはもう御存じだと思いますので、そうじゃないところに逆の意味で積極的に働きかけをしてもらって、きちっとした構築を進めるようにということ強く、やっぱり言っていないと先へ進まないと思います。

さっき言ったように、自治体間の連携も含めてやっぱりやっていかないと極めて難しい

問題だろうというふうに考えておりますので、それを積極的にぜひ県のほうからやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

今委員から御指摘がございましたとおり、特に、なかなか自分たちでどうしていいかわからないと、やる気がないところも幾つかございますので、そういうところにつきましては、やはり担当者に熱意があっても組織全体がそういう方向に向いてないと、なかなか担当者も動きにくいというふうな話も聞いたりしますので、その辺は課長同士で話をするとか、あるいはもう少し高いレベルで、トップダウンで検討しながら、いわゆるその組織全体として市町村がやる気を持ってもらえるように、また、我々もしっかりと応援できるような体制を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 臓器移植院内コーディネーターという人はどこにいるんですか。

○境薬務衛生課長 臓器移植院内コーディネーターにつきましては、県内の日赤など臓器移植を行うようなそういった医療機関におりますので、そこで、ドナー側といいますか、臓器移植がスムーズにいくように支援をするという役割のコーディネーターでございます。

○岩下栄一委員 日赤以外にいるんですか。

○境薬務衛生課長 そのほか、移植を行っております熊大病院ですとか、熊本医療センターですとか、そういったところにもおりますし、県内大手の医療機関にはそういった院内コーディネーターを置いて、そういった臓器移植を一層推進していきたいというふうに考えております。

○岩下栄一委員 減額補正になっているけれども、実績は幾つかありましたんですか。

○境薬務衛生課長 実績につきまして、ちょっと今詳しい数については手元にはございませんけれども、院内コーディネーターの設置を進め、また、その研修を進めております。

また、今年度につきましては、これまで脳死下移植、臓器移植につきましては、最大の4件ということで、院内移植コーディネーターの育成等の成果も出てきているものというふうに思っております。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第3号、第14号及び第19号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認めて、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、令和6年度当初予算及びその他の議案について説明をお願いします。

担当課長から議案第20号の説明をお願いします。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

令和6年度当初予算関係について御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

主なものについて御説明します。

まず、社会福祉総務費でございます。

13億7,059万円を計上しております。前年度当初予算に比べまして、856万円余の減額となっております。減額の主な要因は後ほど御説明いたしますが、住まいの再建支援事業の減によるものです。

右側の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費は、現時点で見込まれる職員数や給与額に基づいて計上しております。この後、各課の説明欄に職員給与と記載しているものにつきましては、同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

続いて、2、民生委員費は、民生委員、児童委員の活動等に要する経費を計上しております。

3ページをお願いいたします。

3、地域福祉振興費の(4)地域共生社会推進事業は、市町村の包括的な相談支援体制整備の推進に要する経費を計上しております。

ページおめくりいただき、4ページをお願いいたします。

4、社会福祉諸費の(2)福祉総合情報システム運営費は、システムの運営及び国の標準仕様化に伴いますシステム再構築に要する経費を計上しております。令和6年度から7年度にかけて移行作業を行い、令和8年度からの新システム運用開始を目指してまいります。

(4)の住まいの再建支援事業は、住まいの再建に向けて県が実施しております自宅再建の利子助成等の支援策について、必要額を要求させていただいております。

(5)の災害弱者支援事業は、市町村が作成

する要支援者個別避難計画の作成支援に要する経費でございます。

続いて、ページおめくりいただき、6ページをお願いいたします。

上段の災害救助費でございます。

今回、6億2,855万円余を計上しております。前年度に比べまして1億7,051万円余の減額となっております。減額の主な要因は、熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る応急仮設住宅関連経費等の減額によるものでございます。

右側説明欄1の災害救助対策費は、応急仮設住宅に要する経費や災害派遣福祉チームの活動費でございます。

下段の公衆衛生総務費につきましては、3,926万円を計上しております。前年度に比べまして1億4,190万円余の減額となっております。減額の主な要因は、衛生総合情報システム運営費や地域保健医療推進協議会費等の単年度事業の終了に伴う減によるものです。

次に、7ページをお願いします。

保健環境科学研究所費につきましては、保健環境科学研究所の運営に関する経費で、3億5,412万円余を計上しております。

おめくりいただき、8ページをお願いいたします。

中段の保健所費は、県内10か所の保健所の運営に関する経費でございます。保健所の公用車の更新等に係る経費の増によるものがございます。

下段の元金は、災害援護資金貸付金の返済に伴う貸付元金の国庫への償還金で、2,444万円余をお願いしております。

以上、健康福祉政策課は、総額47億1,384万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

主なものについて御説明をいたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、3億5,171万円余をお願いしております。

主な事業は、説明欄3の肝炎対策事業でございます。これは、B型肝炎及びC型肝炎の患者の方々の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査などに要する経費でございます。

次に、下段の結核対策費でございますが、6,428万円余をお願いしております。

主な事業は、説明欄1の結核患者医療費、10ページに移りまして、説明欄3の(2)結核検診事業でございます。いずれも、感染症法に伴う医療費の公費負担分、感染者等の検査に要する経費でございます。

次に、下段の予防費でございますが、4億884万円余をお願いしております。

説明欄1の(2)新型インフルエンザ対策費は、新型インフルエンザ対策のための抗ウイルス薬の備蓄及び保管に要する経費でございます。

説明資料11ページをお願いいたします。

説明欄の(4)新型コロナウイルス感染症医療費助成事業は、新型コロナウイルス感染症の行政検査に要する経費を計上しております。

新型コロナウイルスの検査につきましては、昨年5月8日以降、通常の保険診療に変更されておりますけれども、5月8日以前の検査分の請求が令和6年度も想定されることから予算措置をしているところでございます。

なお、治療薬、入院医療費の公費負担分については、令和5年度分の予算を繰越予算として対応する予定でございます。

次に、説明欄の(5)新型コロナワクチン接種体制支援事業は、新型コロナワクチンに係る専門的相談窓口の運営に要する経費でございます。

新型コロナのワクチン接種につきましては、令和6年度から、秋、冬に実施する高齢者等を対象とした定期接種に見直すという方針が示されておりますが、4月以降も今年度分の接種に係る相談が見込まれることから、新年度も、一定の期間、事業を継続する予定でございます。

続きまして、説明欄の(6)新興感染症対応力強化事業でございます。

こちらは、新興感染症の発生した場合に備えまして、病床確保等を速やかに対応するため、県と協定を締結する医療機関の施設、設備整備に要する設備整備等について助成をするものでございます。

説明資料の12ページをお願いします。

下段の食品衛生指導費でございますが、4億7,011万円余をお願いしております。

説明欄1の(1)食品営業監視事業は、食品営業施設の許可や監視指導及びHACCPの導入推進等を行うための経費でございます。

説明資料の13ページをお願いします。

説明欄2の食品安全確保対策費の(1)から(4)、説明資料14ページの説明欄3の乳肉衛生費の(1)は、いずれも食品の安全性を確保するための検査等に要する経費でございます。

説明欄3の(2)公衆衛生獣医師確保育成事業は、獣医師職員の確保のための修学資金の給付を行うものでございます。令和6年度は、継続給付分の4名分と新規1名分の5名分を計上しているところでございます。

説明資料15ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、2億4,213万円余をお願いしております。

説明欄1の(2)動物愛護管理事業は、保健所における犬や猫の引取り、捕獲、収容等の業務及び動物愛護センター、保健所における犬猫の飼養管理、譲渡等の動物愛護に関する必要な経費を計上しております。

説明欄の2でございます。

動物愛護推進事業でございますが、こちらは、新動物愛護センター等において、動物愛護の啓発、教育、保護犬猫の譲渡会、飼い主のいない猫の対策など、動物愛護の取組を推進するための経費を計上しているところでございます。

以上、健康危機管理課は、令和6年度の当初予算としまして、最下段にありますとおり、総額15億3,710万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、社会福祉総務費で1億8,049万円余をお願いしております。

説明欄の(1)の事業は、福祉人材センターを設置しております県社会福祉協議会に委託して行う介護人材の参入促進やマッチング支援に要する経費でございます。

(2)は、県社会福祉協議会が行います修学資金等の貸付事業に対しまして、その原資を助成するものでございます。

次に、下段の老人福祉費で13億7,993万円余をお願いしております。

次の17ページをお願いいたします。

説明欄2の事業は、軽費老人ホームの設置者が行います利用料の一部減免に要する経費について助成を行うものでございます。

また、3の(2)は、介護施設等の開設を円滑に進めるため、研修や広報費等の準備に必要な経費について、市町村を通じて助成するものでございます。

次のページをお願いいたします。

4の(2)の事業は、事業者団体等が実施します介護人材確保の取組などについて助成を行うものでございます。

次の19ページをお願いいたします。

老人福祉施設費で15億6,934万円余をお願いしております。

(1)の事業は、老朽化に伴います特別養護老人ホームの移転改築に要する経費について助成を行うものでございます。

1つ飛びまして、(3)の事業及び次のページの(4)の事業は、いずれも市町村を通じて施設の整備や感染対策設備の導入等について助成を行うものでございます。

以上、高齢者支援課の令和6年度当初予算といたしまして、総額で31億2,977万円余をお願いしております。

高齢者支援課の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○米澤認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

老人福祉費で297億9,962万円余をお願いしております。

主な事業を御説明させていただきます。

説明欄の2、高齢者福祉対策費のうち、(1)の事業につきましては、認知症疾患医療センター等の認知症に係る医療体制、関係機関の連携体制の強化や認知症コールセンターによる認知症の早期発見、相談体制の強化に要する経費でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

(3)の権利擁護人材育成事業は、認知症高齢者などの権利擁護を目的に、成年後見制度の利用を促進するための研修や権利擁護人材の育成などに要する経費を市町村に助成するものでございます。

その下の(4)訪問看護推進事業は、訪問看護サービスの一層の安定供給を図るための訪問看護ステーションへの運営経費の助成や人材確保などの取組の強化に要する経費でございます。

1枚飛びまして、説明資料の24ページをお願いいたします。

中段より下の3、介護保険対策費のうち、主な事業につきまして、(1)の介護給付費県負担金交付事業、その次の(2)の事業、そして、次の25ページに参りまして、(3)の第1号保険料県負担金交付事業は、いずれも介護保険法に基づく市町村に対する法定の負担金や交付金でございます。

次に、4の介護保険財政安定化基金積立金の事業につきましては、これは、介護保険財政安定化基金の償還金や運用利息の積立てに関するものでございます。

1枚めくっていただきまして、説明資料の26ページをお願いいたします。

上段の公衆衛生総務費といたしまして、731万円余をお願いしております。

内訳といたしまして、1の保健医療推進対策費のうち、在宅医療連携推進事業につきましては、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築に要する経費でございます。

次に、下段の医務費といたしましては、1,577万円余をお願いしております。

内容といたしまして、1の歯科行政費のうち、在宅歯科医療機能強化事業につきましては、県歯科医師会在宅医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成、歯科診療所が行う訪問歯科診療機器の購入に要する経費について助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課といたしまして、令和6年度につきましては、総額298億2,270万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

当初予算について、主なものを説明します。

27ページをお願いいたします。

社会福祉総務費として、1億5,777万円余を計上しております。

説明欄の3、(2)日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会が行う認知症高齢者など判断能力が十分でない方に対する支援に要する経費について助成するものです。

28ページをお願いします。

下段の遺家族等援護費について、7,275万円余を計上しております。

次の29ページの説明欄を御覧ください。

2の(3)引揚者等援護扶助費は、県内で生活される中国残留邦人に支給される支援給付金でございます。

下段の生活保護総務費として、8億7,876万円余を計上しております。

次の30ページを御覧ください。

説明欄の(2)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、生活困窮者に対する家計改善の助言や子供の学習を支援するための経費です。

(3)の生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者に対する相談支援窓口の設置等、包括的な支援に要する経費です。

31ページをお願いいたします。

扶助費として、39億4,695万円余を計上しております。

これは、生活保護費に必要な生活扶助や医療扶助等に要する経費でございます。

最後に、精神保健費として、2,079万円余を計上しております。

これは、ひきこもり地域支援センターの運営等に要する経費でございます。

以上、社会福祉課合計で50億7,704万円余をお願いしております。

次に、32ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸付につきましては、大学等の在学期間中継続して生活費を貸し付ける必要がございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。



○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

33ページから、主な事業について御説明いたします。

最下段の児童福祉総務費で41億1,441万円余を計上しております。

おめくりいただき、34ページ右側の説明欄を御覧ください。

2の(1)多子世帯子育て支援事業は、国の保育料無償化制度対象外のゼロから2歳児で、第3子以降の保育料無償化を県と市町村で行うものです。

(3)の児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営費に対する助成でございます。

(5)の子育て支援強化事業費補助金は、市町村が実施する様々な子育て支援事業への助成ですが、全ての妊産婦、子育て世帯や子供への相談支援を行う子ども家庭センターやこれを補完する役割を持つ身近な子育て相談機関の運営費、また、給食など必要に応じ、施設等に短期入所した親子等を支援する専従職員の配置経費等を追加しております。

おめくりいただきまして、36ページをお願いいたします。

説明欄4の(1)保育士人材確保事業は、保育士の再就職支援や保育士の補助業務者の雇い上げ助成等に対する助成経費です。

下段の児童措置費は、157億2,313万円を計上しております。

これは、保育所、認定こども園等に対する給付費の県負担分です。

次の37ページを御覧ください。

児童福祉施設費では、13億4,787万円余を計上しております。

右側説明欄の(1)特別保育総合推進事業は、延長保育や障害児の受入れに必要な改修費等を助成するものです。

おめくりいただき、38ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で10億5,087万円余をお願い

しています。

39ページ、右側の説明欄を御覧ください。

5の(1)プレコンセプションケア普及啓発推進事業は、従来の思春期保健教育講座を充実し、若い世代が妊娠、出産等に正しい知識を持ち、自らの健康管理を意識できるよう啓発に取り組みます。

7の子供医療費助成は、今年度から助成対象を拡大して取り組んでおります。

おめくりいただき、40ページをお願いいたします。

2段目の私学振興費、7億7,527万円余を計上しております。

右側説明欄(1)の私立幼稚園特別支援教育経費補助は、障害児を受け入れる私立幼稚園や認定こども園に対し、特別支援教育に係る経費を助成いたします。

以上、子ども未来課は、令和6年度当初予算としまして、総額232億1,778万円をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

41ページをお願いします。

子ども家庭福祉課では、DV対策、児童虐待対策、独り親家庭支援といった分野を中心に担当しておりますが、当初予算では、おおむね継続事業についてお願いをしております。そのうち、新たな要素のあるものを中心に御説明いたします。

41ページの下段、社会福祉施設費では、女性の一時保護や未然防止教育といったDV対策等に係る事業に5,901万円余を計上しております。

おめくりいただきまして、次の42ページの下段、児童福祉総務費では、主に説明欄3の児童健全育成費におきまして、市町村による子供と家庭への支援に係る事業に対する助成の経費等について、3億5,140万円余をお願い

いしております。

ページをまたおめくりいただきまして、44ページでございます。

説明欄一番上の(6)妊産婦等生活援助事業につきましては、出産前後に支援が必要な特定妊婦への支援でございまして、これまでも実施してきておりましたが、改正児童福祉法において法定化されたため、今般、新規事業として実施するものでございます。

下段の児童措置費につきましては、児童の措置や母子の保護、次の45ページ、説明欄3の児童手当費に要する予算といたしまして、79億2,420万円余をお願いしております。このうち、児童手当費につきましては、市町村が支給する児童手当に対する交付金で、子ども未来戦略で示されました本年10月からの所得制限の撤廃や高校生まで対象が広がるといった制度の拡充を踏まえまして計上をしています。

45ページ下段の母子福祉費につきましては、主に独り親家庭への支援に要する経費として、17億5,262万円余をお願いしています。

ページ飛びまして、47ページをお願いします。

下段の児童福祉施設費について、13億4,380万円余をお願いしています。

おめくりいただきまして、次の48ページ、説明欄の3、児童相談所費は、主に児童相談所による児童虐待相談対応等に要する事業費でございます。

次の49ページの説明欄(4)の子ども虐待防止総合推進事業では、児童相談所の業務負担軽減に向けて、児童を一時保護した際の移動に係る運転業務の民間委託などの経費を新たに計上しております。

おめくりいただきまして、50ページでございます。

最下段に記載のとおり、子ども家庭福祉課の令和6年度一般会計当初予算といたしまし

ては、総額114億3,151万円余をお願いしております。

続きまして、51ページ、債務負担行為の設定でございます。

条例に基づきまして、母子家庭等の児童の身元保証契約に伴う損害賠償を担保するための債務設定をお願いするものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高三潜障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

52ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費で161億8,500万円余を計上しております。

主なものを御説明申し上げます。

説明欄1、障がい者扶助費の(3)障害福祉サービス等の負担事業でございます。

これは、市町村が支弁をいたします障害福祉サービス利用に係ります経費の4分の1を県が負担するものでございます。市町村の所要見込額が減になったというふうな内容でございます。

次のページでございます。

(4)を御覧いただきます。

市町村地域生活支援事業についてでございます。市町村が行います相談支援や手話通訳派遣など、障害者の地域生活支援に係る事業への助成でございます。

次、54ページを御覧いただきます。

中ほどの5、重度心身障がい者医療費でございます。市町村が行います重度心身障害者への医療費助成につきまして、その一部を助成するといった内容でございます。

一番下の7、発達障害者福祉費、(1)の発達障がい者支援センターにつきましては、発達障がい者支援センターの2か所の運営に係る経費でございます。

次のページを御覧いただきます。

下の段の児童措置費で58億5,200万円余を

計上しております。

主な事業につきましては、説明欄1、児童扶助費の障害児施設給付費等の支給、障害児施設措置事業でございます。障害児の施設入所や通所支援に係る負担金ということでございます。

56ページをお願いいたします。

中段の児童福祉施設費で14億8,300万円余を計上しております。

主なものとしまして、説明欄1、こども総合療育センターの(2)管理運営費でございます。こども総合療育センターの運営経費というところでございます。

次に、下の段でございます。

公衆衛生総務費で5億6,800万円余を計上しております。

説明欄の2を御覧いただきます。

保健医療推進対策費、医療施設の近代化施設整備事業でございまして、精神科病院、これは玉名病院でございしますが、療養環境の改善のための病棟の建て替えに関する助成でございます。

次のページをお願いいたします。

精神保健費で3億400万円余を計上しております。

主なものとしましては、精神保健費の(5)自殺予防等の対策推進事業、引き続き、電話やSNSを活用しました相談支援事業をはじめとします自殺予防対策に取り組むこととしております。

次の58ページを御覧いただきます。

県立病院の事業会計繰出金でございます。こころの医療センターへの繰出金として、9億2,400万円余を計上しております。前年比で1億7,100万円余の減となっております。

以上、障がい者支援課の令和6年度当初予算としまして、総額253億3,200万円余を計上しております。

次の59ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定を1件お願いをしてお

ります。

こども総合療育センター整備事業でございます。老朽化に伴います空調施設設備の改修でありますとか、照明のLED化改修事業につきまして、外来棟、生活医療棟など6棟の大規模な整備ということでございまして、工期が2か年にわたるため、2億9,700万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、障がい者支援課の説明でございます。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

資料の60ページをお願いいたします。

令和6年度当初予算について、主なものを御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で70億140万円余を計上しております。

説明欄1、保健医療推進対策費の(3)医療施設等施設・設備整備費は、医療機関の機能拡充のための施設及び設備の整備に対する助成となっております。

61ページをお願いいたします。

(8)のヘリ救急医療搬送体制推進事業は、熊本赤十字病院が行うドクターヘリ運営等に関する助成となっております。

おめくりいただきまして、62ページをお願いいたします。

(12)の病床機能分化・連携推進事業は、地域医療構想に基づく複数の医療機関における病床機能再編のための計画策定や必要な施設整備、調査研究費などに対する助成です。

63ページをお願いいたします。

(14)産科医・新生児科医等確保事業は、医療機関が産科医や助産師に支給する分娩手当に要する経費や、産婦人科専門医の育成や地域の医療機関への診療支援等を行うため、新規事業として熊本大学に寄附講座を設ける経費及び県外から産科医等を誘致する経費等へ

助成するものです。

おめくりいただきまして、64ページをお願いいたします。

2の母子医療対策費の周産期医療対策事業は、周産期医療協議会の開催経費や周産期母子医療センターを担う熊本市民病院、福田病院の運営費、さらには地域の産科診療所と周産期母子医療センターの情報連携強化の体制構築を担う熊本大学病院への助成となっております。

3、地域医療介護総合確保基金積立金は、当該基金を活用する全93事業の実施に必要な額及び基金の運用益を積み立てるものです。

65ページをお願いいたします。

上段の予防費につきましては、令和5年度まで新型コロナ対策に係る経費を計上しておりましたが、5類移行に伴いまして入院医療機関に対する助成が全て終了したことなどにより、令和6年度における関連予算の計上はございません。

最下段の医務費で5億2,792万円余をお願いしております。

2のへき地医療対策費は、12の僻地診療所と7つの僻地医療拠点病院を対象に、(1)では、運営費等に対する助成、(2)では、施設及び設備の整備に要する経費に対する助成を行っております。

次に、おめくりいただきまして、66ページをお願いします。

保健師等指導管理費では4億8,510万円余をお願いしております。

説明欄の1、看護行政費、(2)看護師等養成所運営費補助事業は、県内11の養成所の運営経費に対する助成です。

67ページをお願いいたします。

説明欄2の看護師等確保対策費、(3)医療従事者勤務環境改善推進事業は、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため、院内保育所の運営費への助成や勤務環境改善に資する施設、設備の整備費に対する助成です。

以上、最下段のとおり、医療政策課の令和6年度当初予算の合計は、83億5,848万円余となります。

なお、今年度当初予算から398億8,950万円余の減額となっておりますが、主な要因は、先ほど御説明をしました新型コロナ対策事業の廃止に伴う減によるものとなっております。

続きまして、68ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

将来の地域医療を担う医師を確保するため、熊本大学医学部の地域枠で入学した学生に対し、入学金や授業料、生活費相当額を医師修学資金として貸与しております。今回、令和6年度の地域枠の新規入学定員8名の2年生から6年生までの間の貸付金を債務負担として計上させていただいております。

医療政策課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の69ページをお願いいたします。

上段の国民健康保険指導費で70億1,283万円余を計上しております。前年度比で1億2,999万円の減となっております。

主な事業について御説明いたします。

右の説明欄をお願いいたします。

3の国民健康保険制度安定化対策費の国民健康保険保険基盤安定等負担金でございますが、これは、市町村が低所得世帯に対して行う保険料(税)の軽減に要する経費の一部を県が負担するもので、69億1,110万円余を計上しております。

続きまして、同じページの下段をお願いします。

公衆衛生総務費で326億8,601万円余を計上しております。前年度比で17億340万円余の増となっております。

増額の主な理由について御説明いたします。

70ページをお願いいたします。

右の説明欄2の後期高齢者医療対策費につきまして、団塊の世代の加入により後期高齢者被保険者数が増加することに伴い、(1)の後期高齢者医療給付費負担金のほか、(2)の後期高齢者医療高額医療費負担金につきまして、県の法定負担金が増加するためでございます。

続いて、71ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金で116億9,195万円余を計上しております。

これは、国民健康保険法に基づく県の法定負担金として、一般会計から特別会計へ所要額を繰り出すものでございます。

以上、最下段になりますが、一般会計予算としまして、513億9,080万円余を計上しております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料72ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費で27億6,741万円余をお願いしております。

これは、前年度から46億6,366万円余の減額となっておりますが、これにつきましては、令和5年度まで行っておりました新型コロナウイルスの宿泊療養の運営費がなくなった分でございます。

主な事業について御説明いたします。

右側説明欄を御覧ください。

2、健康づくり推進費で3億4,024万円余を計上しております。

(1)健康増進計画推進事業は、くまもと21ヘルスプランに基づく啓発事業など、県民の健康づくりの推進に要する経費でございます。

(2)糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、熊本大学病院にコーディネーターとなる特任助教を配置し、医療スタッフの養成や2次医療圏ごとの保健医療連携体制の整備に要する経費について助成するものでございます。

73ページをお願いいたします。

(4)歯科保健推進事業は、市町村への指導助言や人材育成等を行う熊本県口腔保健支援センターの設置運営やフッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に要する経費でございます。

一番下の(7)がん診療施設設備整備事業は、がん診療に必要な設備の整備に要する経費への助成でございます。

74ページをお願いいたします。

説明欄中ほどの(9)がん相談機能発展事業は、各診療拠点病院に配置されたがん相談員を対象とした研修の実施やがん患者の支援体制整備に要する経費でございます。

75ページをお願いいたします。

一番下、(13)健康食生活・食育推進事業は、県民の健康的な食生活や食育の実践の支援、食環境整備に要する経費でございます。

76ページをお願いいたします。

一番下、5、原爆被爆者特別措置費は、放射能の影響で病気等の状態にある原爆被爆者の方に対し、手当等の支給を行うものでございます。

77ページをお願いいたします。

6、難病対策費でございます。

(1)指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担でございます。

次の予防費につきましては、1,389万円余をお願いしております。

説明欄1、ハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい理解の啓発や熊本県ハンセン病問題相談・支援センターの設置、運営に要する経費でございます。

78ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、2億7,800万円余をお願いしております。

これは、市町村が実施する特定健診の実施等に必要な経費について、国保特別会計へ繰り出しするものです。

以上、一般会計予算としまして、最下段、30億5,931万円余をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。

○境薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の79ページをお願いいたします。

主なものについて御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で1,263万円余をお願いしております。

右の説明欄1、保健医療推進対策費は、臓器移植コーディネーターの設置及び臓器移植の普及啓発等に要する経費でございます。

下の段落の生活衛生指導費について、3,341万円余をお願いしてございます。

右の説明欄の1、生活衛生対策費ですが、(1)生活衛生環境確保対策事業は、理容所、美容所、旅館等の生活衛生営業施設の開設許可及び生活衛生水準の維持、管理状況の確認及び監視指導等に要する経費でございます。

(2)住宅宿泊事業適正運営確保事業は、住宅宿泊事業法に基づく事業者からの届出の受理、監督指導等に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

2の生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターに対する運営費及び同センターが行う衛生管理や経営に関する相談事業に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、最下段の薬務費です。7,518万円余をお願いしております。

右の説明欄の2、薬務行政費ですが、(1)薬事許認可事業は、薬局、医薬品販売業者等の許認可、監視指導及び講習会等による周知

並びに薬事審議会等に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

(4)かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業は、県薬剤師会が行うかかりつけ薬剤師、薬局を推進するための薬局の機能強化及び県民への普及啓発について、地域医療介護総合確保基金を活用して助成するものでございます。

以上、薬務衛生課の当初予算といたしまして、次のページの最下段にありますとおり、総額で2億3,025万円余をお願いしてございます。昨年度からの減につきましては、先ほど申し上げましたように、宿泊施設等の経費、新型コロナ関連経費の減によるものでございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第22号の説明をお願いします。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料は、83ページをお願いいたします。

議案第22号、母子父子寡婦福祉資金特別会計予算でございます。

貸付金の原資、国から原資へ借り入れた分の償還金及び一般会計への繰出金を合わせまして、総額1億1,503万円余をお願いしております。

続きまして、おめくりいただき、84ページ、特別会計の債務負担行為の設定でございます。

複数年度にわたる貸付けもございますので、令和7年度以降の債務設定をお願いするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第35号の説明をお願いします。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の85ページをお願いします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

総額で1,905億8,692万円余を計上しております。被保険者数の減によりまして、前年度比で13億8,540万円余の減となっております。

85ページ、右の説明欄をお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

まず、1の国民健康保険保険給付費等交付金でございますが、こちらは、国民健康保険事業としまして、市町村が保険給付に要した費用につきまして、県から市町村へ交付するもので、1,564億4,637万円余を計上しております。

続きまして、2の社会保険診療報酬支払基金納付金でございますが、こちらは、後期高齢者支援金をはじめとする社会保険診療報酬支払基金に対する納付金で336億5,976万円余を計上しております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

続きまして、87ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計につきまして、1億7,663万円余をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

1、健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や医療費適正化に向けた取組に要する経費でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御

審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第40号の説明をお願いします。

○川上総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

資料の88ページをお願いいたします。

表の左側の収益的収支の収入につきましては、今年度策定の第4次中期経営計画の目標としている患者数を見込むとともに、一般会計繰入金を含め、16億4,275万円余をお願いしております。

支出につきましては、16億5,731万円余をお願いしており、差引き1,456万円余のマイナスとなっております。

次に、右側の資本的収支の収入につきましては、病院施設補修工事の設計に係る企業債収入1,300万円を計上しております。

なお、前年度と比較し、2億円以上減少しておりますが、これは、コロナの空床補償により内部留保資金を十分確保できていることから、それを活用することとし、一般会計からの繰入れを行わないこととしたためです。

支出につきましては、企業債の元金償還などの費用3億8,609万円余をお願いしており、差引き3億7,309万円余のマイナスとなっております。

収支の差額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等を充当することとしております。

89ページをお願いいたします。

収益的支出についてですが、右の説明欄を御覧ください。

まず、1の医業費用につきましては、病院局職員の給与費や材料費、経費等合わせて16億3,444万円余を、次に、2の医業外費用につきましては、企業債借入れの利息等に2,237万円余をお願いしております。

おめくりいただき、次の90ページをお願い

いたします。

資本的支出についてです。

説明欄に記載しておりますとおり、1の建設改良費につきましては、施設整備や器械備品の購入等で2,499万円余を、2の企業債償還金につきましては、元金分の償還金で3億5,610万円余をお願いしております。

病院局の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○楠本千秋委員長 次に、議案第48号の説明をお願いします。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

条例案について御説明いたします。

条例関係資料のほうの43ページをお願いいたします。

議案第48号、熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

議案は、これより前の1ページから42ページにかけて掲載しておりますが、説明は、この43ページの概要のほうで説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨と内容ですが、国の基準省令の改正を受けまして関係規定を整備するものでして、各種サービスの設備及び運営の基準に関する条例など、ここに示します9つの条例を改正するものでございます。

主な改正の内容のうち、各サービスに共通する改正点としましては、SNS活用のための書類の掲示に係る書面規制の見直しや管理者の兼務範囲拡大のための規定の明確化、身体拘束等の適正化の推進に向けた施設整備以外への拡大などでございます。

施行期日は、令和6年4月1日等を予定しております。

議案第48号の説明は以上となります。御審議のほどよろしく願います。

○楠本千秋委員長 次に、議案第49号の説明をお願いします。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

引き続き、資料の44ページをお願いいたします。

議案第49号、熊本県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例についてでございます。

説明は、45ページの概要のほうでさせていただきます。

この条例は、改正介護保険法の規定に基づき、令和6年3月末をもって指定介護療養型医療施設に関する規定が失効することから、4月1日をもって関係条例の廃止を行うものでございます。

高齢者支援課の説明は以上となります。御審議のほどよろしく願います。

○楠本千秋委員長 次に、議案第50号の説明をお願いします。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

条例の改正について御説明をいたします。

条例関係資料の46ページ、議案第50号、熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、48ページの概要により御説明をいたします。

おめくりいただきます。

まず、1に記載のとおり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴いまして、2の(1)に記載のア、イ、ウ、エの4つの条例を改正するものです。これらの条例の根拠法が、売春防止法から困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に変わり、支援の中核をなす機関等の名称が、(2)に記載のとおり変更となりますので、関係規定を



改正するものです。

3の施行期日は、令和6年4月1日といたします。

以上でございます。

○楠本千秋委員長 次に、議案第51号の説明をお願いします。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 引き続き、子ども家庭福祉課でございます。

続いて、49ページの議案第51号、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

65ページの概要により御説明をいたします。

65ページをお願いいたします。

1の条例改正の趣旨にありますとおり、児童福祉法の一部改正等を踏まえまして、2に記載のアからカまでの6つの条例について改正するものでございます。

主な内容としましては、改正児童福祉法では、里親支援等を行う里親支援センターが新たに児童福祉施設として位置づけられ、また、市町村でのこども家庭センターの設置などが盛り込まれております。

また、障害児支援においては、児童発達支援の福祉型と医療型という類型が廃止されます。

さらに、障害児入所施設におきまして、18歳になった障害児が円滑に障害者のサービスに移行できるよう、15歳以上に達した児童に対しまして、障害児と御家族の意思を尊重した移行支援計画の作成等を行うよう義務づけられるなど、大幅な改正が行われています。

これらの改正を踏まえまして、関係条例等の規定を改正するものです。

3の施行期日につきましては、改正児童福祉法の施行日に合わせまして、令和6年4月1日を予定しておりますが、障害者総合支援

法を引用する一部の規定につきましては、令和7年10月1日となります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第52号の説明をお願いします。

○高三潜障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料66ページをお願いいたします。

議案52号、熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

説明につきましては、89ページをお願いいたします。89ページでございます。

まず、条例改正の趣旨でございます。総合支援法に基づきます厚生省令の一部改正に伴って規定を整備するものでございます。

2の内容を御覧いただきます。

改正の対象となりますのは、以下の4つの条例でございます。

(2)改正の主な内容といたしましては、1点目でございます。法改正により創設をされます就労選択支援、このサービスを提供いたします事業所の人員、設備及び運営の基準に関する規定を追加するものでございます。

2点目は、グループホームにおいて新たに提供されることになりました一人暮らしを希望される障害者の方への支援に関する規定を追加するものでございます。

そのほか、社会福祉サービス事業所等の運営基準、あるいは人員基準の見直しに伴う改正を行うものでございます。

以上でございます。

○楠本千秋委員長 次に、議案第53号の説明をお願いします。

○笠医療政策課長 医療政策課です。

資料の90ページをお願いいたします。

議案第53号、熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

91ページの条例案の概要により御説明をいたします。

内容は、内容欄を御覧ください。

改正の趣旨ですが、医療法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

内容といたしましては、病院における栄養士に係る配置基準を栄養士及び管理栄養士に係る配置基準とします。

施行期日は、令和6年4月1日です。

医療政策課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第72号の説明をお願いします。

○小夏健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

同じく、条例等関係資料の92ページをお願いいたします。

第5次くまもと21ヘルスプランの策定についてです。

提案理由にありますように、熊本県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例に基づきまして、今回対象計画である第5次くまもと21ヘルスプランを御審議いただくものです。

ヘルスプランの最終案は、お手元の別冊資料になります。別冊資料の1ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。

本計画は、健康増進法に基づく県民の健康の増進の推進に関する施策の基本計画で、計画期間は、令和6年度から11年度までの6年間となります。

2ページの後半下のほうにございます施策

の体系図にありますとおり、県民が生涯を通じて心豊かで健康に暮らし続けることができる熊本の実現を目指し、健康寿命の延伸を目標に取り組んでまいります。

計画の内容につきましては、12月の委員会で御説明をしております。その後、12月中旬からパブリックコメントを実施いたしまして、また、計画推進委員会の委員等の御意見も受けまして、より分かりやすくするための補足説明など、一部の追記を行っておりますが、前回お示した内容からの大きな変更等はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 次に、議案第74号の説明をお願いします。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

条例関係資料の93ページでございます。

議案第74号、権利の放棄についてでございます。

御説明は、次のページ、94ページの概要でさせていただきます。

放棄する権利は、母子福祉資金貸付金債権1件でございます。

これは、平成18年度に就職支度資金として貸し付けたもので、債権の内訳は、未償還元金17万9,322円及び未償還元金に係る違約金の請求権でございます。

2の権利の放棄を行う理由につきましては、貸付けの相手方の破産によりまして、この債務の免責決定が確定をし、さらに連帯保証人により消滅時効の援用がなされたため、今後回収の見込みがないと判断をし、権利の放棄をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

○鎌田聡委員 64ページ、医療政策課の2番の母子医療対策費の周産期医療対策事業の中で、熊大等が行う周産期医療連携体制の強化に要する経費というのは大体お幾らぐらいあるんですかね。

○笠医療政策課長 2の周産期医療対策事業についてのお尋ねでございます。ちょっと確認をさせて——すみません、お待たせをいたしました。

熊大が行います周産期医療の連携体制の整備に係る経費といたしまして、令和6年度につきましては、600万円を予定しております。

○鎌田聡委員 熊大がこういった周産期医療連携体制強化をやられるということではいいんですけれども、一方で、八代のほうの熊本労災病院が熊大からの医師の派遣ができないということで1月末に産科を休止したということで、要は、八代の皆さん方や、また、人吉・球磨地域も含めて、これは宇城地域も含めて、これまでこの労災病院がハイリスク妊婦の受入れをやっていたと思いますけれども、それができなくなって熊本市内まで搬送ということに今なっているんじゃないかと思えますけれども、ここで、やっぱり不安の声が上がって、労災病院の産科医とか、いわゆる周産期医療体制で県南のここに対して今後どうなっていくのかと非常に不安になっています。県として今後どのようにここをやっていかれるんでしょうか。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、八代地域における周産期医療提供体

制の確保についての県の動きについて御説明をさせていただきます。

熊本労災病院において産科医の派遣がなくなるという話は、昨年の夏頃から病院のほうからも御相談を受けておりまして、その後、熊大病院と熊本労災病院との協議の場を設けるなど、協議を続けてきていただいております。

その後、熊大病院からの派遣が正式に中止になるということになりましたので、その後、八代圏域における周産期医療提供体制をどうするかということで、八代にあります産科のクリニック、診療所の先生方と熊本労災病院、熊本総合病院、そして人吉で産科の診療所を担っていただいている先生方、また、今産科休止しておりますけれども、人吉の医療センターの先生方を含めた意見交換会を実施させていただいております。

で、もともとは、今年度末をもって労災病院が休止という話だったんですけれども、ちょっと前倒しで2月からということになってしまいましたので、その後の体制について、先ほど申し上げた医療機関等を入れて、ハイリスクの妊婦をどう受け入れていくかというお話を11月の末と2月の頭に集まって会議をさせていただいております。

その結果、これまで労災病院に受け入れていただいていたハイリスクの妊婦等につきましては、熊本総合病院が中心となって関係機関間で連携をして対応するというところで、関係者間での協議が調ったところでございます。

こういう新たな体制につきましては、その会議に八代市、氷川町等も御出席いただきましたので、地元の住民の方に対しても周知をお願いしているところでございます。

また、今後、県としてどう取り組んでいくかということにつきましては、資料の63ページ、先ほどのページの1枚前のページになりますけれども、(14)といたしまして、産科

医・新生児科医等確保事業という事業をやることとしておりますので、これの説明欄の2段落目ぐらいから熊本大学病院が行う寄附講座の設置という文言がございますけれども、熊本大学病院に寄附講座を設置いたしまして、産科医の指導医を2名程度配置をして、新たな産科医確保の取組を行っていただく予定としております。

医療政策課からは以上でございます。

○鎌田聡委員 2月末に何か協議して調ったというふうな話ですけれども、実際そうなのかどうかちょっと分かりませんが、いずれにしても、総合病院ですか、こちら小児科もなくて連携する麻酔科とか放射線科等の連携がまだできてないというちょっと報道もあっていますので、その辺がどうかという非常に不安がありますし、もう実際受入れが決まったのかどうかというのは、はっきり——もう決まったんですかね、総合病院。まだそういったところの体制ができてないというふうにお伺いしていますけれども……。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

2月頭の協議の際には、熊本総合病院と熊本労災病院、そして熊大病院、また、総合周産期母子医療センターがあります熊本市民病院等も入っていただきまして、2月1日からは、ハイリスク妊婦等の受入れについては、熊本総合病院が中心となって取り組むというところで協議が調ったところでございます。

また、熊大病院ですとか熊本市民病院からもバックアップ体制を取っていただくということで合意をいただいているところでございます。

医療政策課からは以上でございます。

○鎌田聡委員 ぜひ確認どおりできればそれ

がいいんですけども、なかなかそういう状況じゃないというふうにちょっと聞いてますから、不安の声も私も聞いておりますから、できれば、その労災病院でこれまでやっていたように産科医をそこに派遣してもらうのが一番これ、これまでのノウハウ含めて、連携含めてできるんじゃないかと思っておりますけれども、熊大の意向とか産科医の状況、これもあると思っておりますから、しっかりと県としても、今後そこがうまくいくのかどうかということも含めて、きちんとやっぱり見守っていただき、対応していただきたいと思っております。

部長の説明の中で、この周産期医療切れ目なく、ほかのところも切れ目なくだろうと思っておりますけれども、こどもまんなかということでやられるわけでありますから、熊本市内だけでなく、各地域で、やっぱり県南の地域においてもそういった体制が取れるように、しっかりと県としてもフォローアップというか、ずっと対応して、継続していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

委員、御指摘ありがとうございます。

先ほどの関係医療機関の協議の場につきましては、方向性が決まったので終了ということではなくて、引き続き、実際運用始めた後に出てきた課題ですとか、そういったものについてどのように対応していくのかということについては、県も入ってフォローアップしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

医療政策課は以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 周産期医療についてですけども、能登半島の震災の映像を見ながら妊

産婦が非常に難儀されている様子を見てから、ああ、こういうことがあったなと私は思ったんです。というのが、私は父子家庭で娘が3人おりまして、それぞれ子供を出産しておりますけれども、熊本震災のときに市民病院の入院室が崩壊して、うちの娘は福岡市民病院に搬送されて、私も福岡に何回も行きましたけれども、難儀したんですね。そういう周産期の女性たちの安全と、そういうものがやっぱりちゃんと守られていってほしいなというのが念願です。

幸い、福岡の子供病院は非常に完備した状態で受け入れてくれて大変ありがたかったですけれども、市民病院に私も1回入院したことあるけれども、耐震がどうかなあという、余計なことですけれども、建物ですね、いつも思ってたんですよ。だから、当時の市長に何回か言ったんですけれども、はいはいと言うことだけで何もしなかったわけですが、あのときに市民病院で亡くなった子供がいますね、周産期の。ことみちゃんっていったんですかね。

それで、やっぱり妊産婦が安心して出産できるような環境づくりは、ぜひ行政でやっていかなきゃいけないなというふうに改めて思った次第ですから、よろしくお願いします。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

岩下委員、ありがとうございます。

県といたしましても、妊産婦が安心、そして安全に出産できる体制というのは非常に重要だと思っておりますので、そういう体制確保に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員 37ページの子ども未来課の病児・病後児保育の件でちょっとお尋ねをしたいと思います。

医療機関がこれを併設してやっているところが大部分だろうというふうに思いますけれども、病児・病後児保育のところですね。ただ、極めて経営が厳しい状態が続いているという話が現場から上がっておりまして、その大きな理由は、実は、病児・病後児に入ろうということで申込みはするんだけど、当日体調戻ったから行かないとか、そういうふうなキャンセル等が出るんだけど、ただ、それに合わせて保育士等の確保等は当然医療機関がやっていますので、経営してところはですね。そういうことで結局、やめれば、当然その負担だけ生じる、収入はない。そんな状況がいろいろあって、やっぱり極めて厳しい状況が続いているので、もうやめたいというふうな医療機関も結構出ているというのも現実としてあります。

であれば、どうするかというと、結局申し込んだ時点での人数で費用を支援するとか、実数じゃなくて。そういうふうなことをやっていかないと、恐らく今後やっぱり手挙げるところもないだろうし、手を引っ込めるところも増えてくると思いますので、現状をどういうふうに考えられているのか、ちょっとお知らせいただければと思います。

○木村子ども未来課長 子ども未来課でございます。

病児・病後児保育の課題につきましては、今委員が御指摘されたとおり、利用する子供の数が不安定であるということから非常に経営が難しい、厳しいというような声は伺っておりますし、そのように認識もしております。

現状では、ただ、特に手を打ったりということがなくて、国、県、市町村での補助ということだけでやっているんですけれども、今いただきました御意見のとおり、確かに算定の仕方等に工夫をすることで何がしかの経営のしやすさというものにつながるものであれ

ば、そこら辺も検討が必要かなというふうに思ったところでございます。

まだちょっと、すみません、現状を把握しておりませんので、しっかり実情等を把握した上で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今お話しされたとおり、現場の実際に運営されている医療機関から話を聞かれると一番よく分かります。極めて切実な問題だと思います。ただ、病児・病後児保育というのは大事であるし、必要であるし、やっぱり県民はそれがあから安心して仕事にも行けるというところありますので、先ほど言ったように現場の声をぜひ聞いて、それに対応していただければと思います。

たしか、今度国のこども家庭庁のほうから、今言った形で見るような話も若干出ていたような、新聞報道で見てたので、記憶があるので、そういうふうな情報も拾いながらやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点、あわせまして、今のにちょっと近い話なんですけれども、院内保育の件をちょっとお伺いしたいと思います。

これは医療政策課になりますけれども、院内保育に関しましても、ほとんどの医療機関が、結局看護師確保のためにやっているという側面がありまして、やっぱりこれも経営が極めて厳しい状況で、もうほとんどの医療機関からは、やっぱりほとんど赤字だという話しか聞こえてきません。

ただ、やっぱり看護師さんの確保というのは、医療提供の上においては極めて大事な部分であるので、今言った院内保育が経営的にも含めて順調にやれるような環境をやっぱりつくってやらなきゃいけないというふうに思っておりますので、この部分は、今助成もし

ていただいているものの、もうちょっと考えてもらえとか、あるいは、その1か所でやると極めて厳しいけれども、幾つかの医療機関、連携でやるとか、あるいは周囲の保育が必要な方々も一緒に見るとか、何らかの工夫をすることによって経営が安定するんじゃないかというふうに考えておりますので、そこを含めてちょっと検討いただければと思いますので、今の現状把握含めてちょっと教えていただければと思います。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

院内保育につきましては、今、藤川委員のほうも触れていただきましたけれども、運営に必要な経費といたしまして、保育士さんの給与費ですとかといったものを助成させていただいているところでございます。

ただ、委員がお聞きになられているような課題というのは実際にあるというふうに思っておりますので、そこは、それぞれ今後医療機関等からも御意見を伺いながら、どういった課題があって、それに対してどういった対応ができるのか、また、それに行政としてどのような対応ができるのかも含めて検討させていただければと思っております。

医療政策課としては以上です。よろしくお願いいたします。

○藤川隆夫委員 よろしくをお願いします。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

○藤川隆夫委員 はい。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○高野洋介委員 冒頭の沼川部長の挨拶の中で、こどもまんなか熊本の実現についてという話がありました。

内容を見てもみますと、周産期医療、先ほど鎌田先生御質問されましたけれども、八代のほうに関して心配していただきましてありがとうございます。

総合病院の方々に話を聞くと、一生懸命頑張ると言われてましたので、ぜひ期待をしておきます。

それは置いといて、この内容の中で、体制強化、子供手当の拡充、訪問支援の拡充とか、切れ目のない支援をさらに強化していくとかと言われましたけれども、来年度に向けて新たにこういうことをやりますというようなやつは、例えば、次の知事が新しく決まってからの肉づけで入るのかというのを確認させていただきたいんですけれども……。

○沼川健康福祉部長 せっかく御質問いただきましたので。

先ほど御説明しましたけれども、本会議で提案理由説明で知事も申し上げたとおり、原則予算が骨格ということで、検討はしておりますけれども、ほとんどの予算が6月に送られております。全部が全部とは言いませんけれども、幾らか、先ほどちょっと、周産期医療に関する部分は新しくやり始めますけれども、これは、先ほどの八代の周産期の話もありますし、あるいは、八代だけでなく、県内で産科医がいないエリアもありますので、そういうところも含めて産科医の確保という意味で、この寄附講座については新たに上げているものでございます。

ただ、もうそれ以外は、ほとんど子供関係でも基本6月に送られているということで御理解いただきたいと思います。

○高野洋介委員 こどもまんなかつて新しく今年度から文言が出てきて、みんな期待している部分と、あんまりよく分からない部分がありますので、来年度の6月の本予算のときには、分かりやすく、こどもまんなか予算は

これですよというのを、多分各部局同じだと思います。もう健福だけじゃなくて、ほかの部局にもまたがる案件がありますので、ぜひ県民に分かりやすいように、これがこどもまんなかの施策ですよということが分かるような出し方のほうをしていただきたいなというふうに要望をしておきます。

もう1点いいですか。

3月をもって退職される下村課長に最後に聞きたいなと思ってますけれども、福祉人材の緊急確保事業、16ページからありますけれども、私が今一番懸念しているのは、いろんな県の、国もですね、政策は打ってもらってますけれども、人材確保のために。

ただ、非常に介護人材がどこの施設もない。募集しても全然来ない。いろいろと聞いて調べてみたら、もう専門学校だとか、大学だとか、そういったところも介護分野の募集をしない、または見直しを検討しているというような流れが来ているというふうに伺ってますけれども、このままいっても多分人材はなかなか見つからないと思いますけれども、もうちょっと抜本的に考える必要があると思いますけれども、下村課長、最後に何かコメントがあれば言ってもらって……。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

ありがとうございます。

人材確保につきましては、県としましても喫緊の課題だと思っております。確かにこれは難しい課題でして、多岐にわたっている影響もありますし、いろんなところに手を打ってもなかなか進まないという状況でございます。

県としても、事業数といいますと20事業ぐらいは広くやっているとありますが、なかなか成果が現れてこない部分であります。

ただ、現状を見てもみますと、介護人材、福祉関係人材につきましては、令和4年度の実

態でいくと、若干3年度よりは増えている状況です。だから、生産年齢人口が減っている中で、多少は増加しているということではあると思います。これを拡大していきたいと思ってますので、1つは、今年度から事業者が自ら取り組むような事業に対しては助成しようということで、この助成を、もう1,500万から、たしか2,500万にしていますので、それに大幅に拡充をしたり、あとは、地域の人材に目を向けて勧誘していこうということで、地域の人材を取り込むような事業も今年から始めております。

あと、その肉づけになりますけれども、喫緊のやっぱり戦力になります外国人とか留学生につきましても、何か支援ができればということで、ここで要求させていただくような考えもしております。

このように、新たな事業も取り組みながら、あと、既存の事業も活用しながら、どうか介護の魅力を発信して、ぜひ職員に就いていただきたいという思いは持っておるところでございます。

○高野洋介委員 ありがとうございます。

本当に今一番憂いておるのが、例えば高校の福祉科とか、ほとんど定員割れですよ。ひどいところは1人とか2人とかの入学希望者しかいませんので、もうちょっと何かそこを頑張って、教育のほうとも連携しながら、しっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○岩中伸司委員 31ページ、社会福祉課にお尋ねしたいんですが、生活保護の関係で、私の周りでも結構、行くところに多くいるんですけども、現状では、県内で生活保護受給している世帯とか人数とか、どれくらいで——私は、全国から、今TSMC、半導体の景気がいいということで流れているんですが、その流れがずっと全県下になって生活保

護を受給するような人が少なくなったらいいなというふうな思いを持っているんですけども、現状、どれぐらいの人数で、その中で現役労働者で生活保護を受けている、年齢が私のように後期高齢者になったら別ですけども、若い人で仕事に就けないで生活保護を受けているという、そういう人がどれぐらいいるのかなということをちょっとお尋ねしたいんですが、分かれば。

○原田社会福祉課長 社会福祉課です。

今委員お尋ねの生活保護世帯の受給者数ですけれども、令和5年12月時点で、県内で受給されている世帯は1万9,572世帯でございます。これの増えているのか減っているのかというところで申しますと、対前年比でいきますと1%を少し切るぐらいではあるんですけども、増加傾向ではございます。

ちなみに、コロナになる4年ほど前との比較でいきますと、大体数としては申請者数が4%ぐらい増加している状態でございますので、やはり、それからしますと、コロナの期間中、いろんな国の支援が、特例貸付けとか、いろんな給付金があっている間は生活保護費はそれほど伸びずに横ばいの状態だったんですけども、それが今年度に入って少し増加傾向が見られると思っています。

やはりコロナの期間中にいろんな働いている方が収入減ったりとか、高齢者の年金生活の方も蓄えが減ったりとか、その辺りの影響が少しずつ出ていると考えられるかなと思っています。

ちなみに、県内で最も生活保護受給世帯数が増えた年は平成27年でして、このときは2万303世帯まで増えてました。そのピークからしますと、まだ下回っておりますけれども、少しずつピークに近づいているような状況でございます。

それから、稼働年齢層の割合でございますが、委員が御指摘のように、生活保護受給者



のうちの6割近くは高齢者世帯となっており  
ますけれども、高齢者でもなく、障害、病気  
の方を除いたその他というところにその稼働  
年齢層の方々も入ってこようかと思いたす  
が、その方々の割合としては16.8%、そう  
いった状況でございます。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

16.8%ぐらい、本当にそういう働けるよう  
な人たちが保護を受けるような社会環境では  
いかぬなというふうにしっかり思っています。  
これから、マスコミの報道によれば、非常  
に熊本はよくなるという話を聞いています  
ので、何かそういうところに結びつくように  
なれたらいいなというふうな思いで。ありが  
うございました。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

○岩中伸司委員 はい。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 ちょっと時間が来て嫌われそ  
うですが、すみません。

31ページ、社会福祉課長、そのままお願  
いします。

このひきこもり支援推進事業、ひきこも  
りが今どのくらいでどうなのか、推移をお伺  
いしたいのと、予算が前年度から半減されて  
いますけれども、ここは何でかなと思いたす  
てですね。

○原田社会福祉課長 社会福祉課です。

このひきこもり支援関係のお尋ねでござ  
いますけれども、県庁で、4年ほど前になると  
思いますが、民生委員さんの方を通じて調査  
したときには、県内でのひきこもりの数は  
845人という状態でございます。

それから、予算がかなり減ったということ

についてのお尋ねでございますけれども、こ  
の予算は、市町村におきまして、ひきこもり  
支援のためのセンターを設置する場合の経費  
ということで予算を積んでおりまして、昨年  
度は、県内で3か所ほどの市町村が名のり出  
るかなというふうに想定はしてたんですけれ  
ども、来年度の予算につきましては、その設  
置の準備の関係で、できそうな自治体を3か  
ら1ぐらいに見込んでおります。

ただ、肉づけ予算で、さらに増やしてい  
く部分というのを今検討しているところでござ  
いますので、肉づけ後の予算としてはもう少し  
上がることを目指して、今努力を重ねてみ  
ようと思っているところでございます。

○鎌田聡委員 分かりました。4年前が845  
人ということで、多分減ってはきてないとは思  
うんですね。ですから、予算のほうも今後肉  
づけという話でありますから、これは市  
町村がやるかやらないかということでしょう  
けれども、やってもらうようにぜひよろしく  
お願いしたいと思います。

もう1点、すみません。

49ページ、子ども家庭福祉課で、先ほど御  
説明いただきましたけれども、一時保護のと  
きの運転の委託、具体的にどこにどう委託さ  
れるのかということを教えていただきたいと  
思います。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 今現在手続  
を鋭意進めているところではございますが、  
まだ業者さんのほうは今選定中ではございま  
して、4月以降にそういった形でできるように、  
3月末までの契約を目指して事務手続を  
進めているところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 ちょっとイメージが、私も、  
申し訳ない、ちょっと分からないんですけれ  
ども、一時保護に行くときに、タクシーなら

タクシー呼んでタクシーに乗っていけばいいんですけども、民間委託となったら、運転手がどこかに常態的にいらっちゃって、そこから行く形になるのか、あと、多分プロに委託されると思いますけれども、安全面とかその辺もちょっと心配ですけども、大体どういった業者を選定しようとしているんですか。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 イメージとしては、タクシー会社であるとか、そういったところの運転手さんというふうなところになるかと今のところは予定をしているところでございまして、内容が内容でございまして、当然プライバシーの保護というものが非常に必要になってきます。そういったものも担保できるように、お願いをする運転手さんにつきましては、より限定的な形で、もう特定の運転手さんをお願いをするであるとか、ほかの例えば同じ会社の運転手さんにはそういったものは知らせないであるとか、そういった形で極力個人情報の保護を図りながら業務のほうをお願いするというふうなところで、今のところ手続を進めているところでございます。

以上です。

○楠本千秋委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 職員さんのいろんな負担の軽減のことを目的に多分やられるってことで聞いておりますから、ぜひそういった意味でのやっぱり安全面とかいろんな守秘義務とか、そういったものもしっかりと条件として確認をしていただいた上で対応していただくようによろしくお願いいたします。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

○鎌田聡委員 はい。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 健康危機管理課。

食品衛生と食品安全は全然次元の違う話でしょう。この辺りの境界線をどういうふうにやっていただくんですかね。食品衛生と食品安全、意味が違うわけ、全然。

○椎場健康危機管理課長 我々の認識では、食品衛生監視費につきましては、こちらのほうは、通常の食品のいわゆる衛生水準を確保するという目的で、監視をする中で事業者をしっかりと指導していく、あるいはHACCPの導入などを推進していくというふうなことを前提に事業を組み立てております。

で、安全確保の対策の事業につきましては、こちらのほうは、主に検査を中心に構成をしておりまして、中に書いています食品検査指導事業の中で、例えば県内で流通する食品を収去して検査をするなどして安全確保につなげているという状況でございます。

○岩下栄一委員 法的な根拠も両方違うわけですね、食品衛生法と食品安全基本法と。

私が言いたいのは、食品安全基本法に基づく食品の安全管理の問題ですけども、やっぱりこれは、分析やいろいろな食品の内容物とかいろんなものの問題も関わってくるから大変難しいことですけども、保健環境科学研究所あたりの力を動員して、県民の食が本当に安全であるように監視を続けてほしいと思います。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

御提言ありがとうございました。

保健環境科学研究所につきましては、今回ここに書いてあります、いわゆる食品の検査等をメインに行っているところでございます。

設設備の更新なども年度計画をもって進めながら適切な運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○楠本千秋委員長 よろしいでしょうか。

○岩下栄一委員 はい。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。  
——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第20号、22号、35号、第40号、第48号から第53号まで、第72号及び第74号について、一括して採決したいと思いますですが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第20号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 御異議なしと認めます。  
よって、議案第20号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が9件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○本田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

健康福祉部の今年度策定予定の各種計画について御説明を申し上げたいと思います。

報告事項の資料を御覧くださいませ。

まず、1ページをお開きください。

今年度部内で改定を行います計画は15本でございますが、12月の厚生常任委員会で御説明の後、それぞれパブリックコメント等を行いました。パブリックコメント等での主な意見とそれを踏まえた修正についてを一覧表へまとめております。

本日は、時間の都合上、右から2番目のやつの概要修正の欄に丸がついている計画について、主に修正した箇所を中心に各課長から御説明をさせていただきます。

私のほうからは、第8次保健医療計画の修正点について御説明をいたします。

5ページをお開きください。

前回の御説明後、各協議会等での意見を踏まえて修正した箇所を朱書き、下線としておりますその箇所について御説明いたします。

まず、左下の3番、保健医療圏の設定と基準病床数を御覧ください。

前回は作成中としておりましたが、こちらにつきましましては、国から示されている算定式に基づきまして、県の人口や平均在院日数、病床利用率などから算出した数字を記載しております。

次に、右側を御覧いただきまして、4、計画の主な取組の黒丸2つ目を御覧ください。

医療情報の提供・ネットワーク化につきまして、メディカルネットワークの加入者数を20万人と設定しておりましたが、30万人、上方修正をしております。

また、ページの一番下のほうで点線囲みをしている箇所でございますが、歯科衛生士の確保、育成の推進につきまして、評価指標を追加して、令和10年の目標値として3,000人と設定をしたところでございます。

これらの修正点も含めまして、2月29日開催予定の医療審議会におきまして諮問、答申の上、3月末に策定する予定でございます。

健康福祉政策課は以上でございます。

○浦田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

報告事項資料の7ページをお願いします。

第4期熊本県における医療費の見通しに関する計画の策定についてでございます。

こちらは、昨年12月21日から今年の1月19日までパブリックコメントを行いました、意見はございませんでした。

ただ、計画検討委員会の意見を踏まえての修正がありますので、主な修正点を御説明いたします。

資料は、右側下段の赤字部分についてでございますが、計画検討委員会の委員のほうから、県民自ら健康の保持増進に取り組む視点も必要ではないかとの意見が出されたことを踏まえまして、県民という文言を追加し、表記のとおり修正を行ったところでございます。

この第4期医療費の見通しの計画につきましては、この修正点を踏まえまして、3月末に策定予定となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

熊本県国民健康保険運営方針の改定についてでございます。

こちらは、昨年12月20日から今年の1月18日までのパブリックコメントにおきましては意見はございませんでしたが、国保運営協議会の委員の意見を踏まえての修正がありますので、主な修正点を御説明いたします。

資料左側の下段の赤字部分についてでございますが、今後の医療費の見通しの事項におきまして、前回までは、国保被保険者数の減少の影響により医療費総額はやや減少傾向で推移するという記載をしておりましたが、国

保運営協議会委員のほうから、医療費総額は減少するが、1人当たり医療費は増加するため、その記載も必要ではないかとの意見が出されたことを踏まえまして、赤字部分の2行目以降になりますが、1人当たり医療費は増加する見込みであり、財政収支の安定を保つため、より一層の取組が必要であるとの記載を追加したところでございます。

この運営方針につきましては、国保運営協議会からの答申を受けまして、3月末に策定の予定でございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○下村高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

報告資料の10ページをお願いいたします。

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の概要について御報告いたします。

この計画につきましては、前回の本委員会で説明後、パブリックコメントを実施しましたが、意見の提出はありませんでした。そのため、この中段までの主要施策に書いてある記載事項につきましては変更はありません。

ただ、市町村計画がある程度まとまりましたので、介護サービスの量や給付の見込み量について、現段階の集計結果を追加記載しております。

なお、この数字につきましては、3月末までの確定されます市町村計画の最終値を踏まえて更新することとしております。

高齢者支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高三渚障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

11ページをお開きいただきます。

くまもと障がい者プラン中間見直しの要旨でございます。

これにつきましては、御報告をしました内

容から変更はございません。

一部、分かりやすさをというふうな委員会でもお話がありましたので、このペーパーの下の方でございます。赤字でアンダーラインを引いているものについて一部修正を加えております。

パブリックコメントも実施し、2件の御意見をいただきましたけれども、施策の参考とさせていただく内容でございました。

計画につきましては、本委員会終了後に計画策定の手続を行った上で、正式に3月下旬頃に完成、策定完了となるところでございます。

今後は、広く周知を行ってまいる所存でございます。

以上でございます。

○浦津子ども家庭福祉課審議員 子ども家庭福祉課でございます。

12ページを御覧ください。

熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定につきまして、12月定例会の中間報告時点からの修正点を御報告いたします。

この計画は、令和4年6月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定をされたことに伴いまして策定するものです。

12月に実施いたしましたパブリックコメントにおきまして、本県では、この計画は、DV防止法に基づく基本計画と一体的に策定するため、DV被害者への支援については性別を問わないということが分かるように記載をすべきとの御意見をいただいたことを踏まえて修正をいたしております。

12ページを御覧いただきますと、一番左側、上の第1章1、基本的な考え方の3つ目の丸、計画における施策の対象者の女性の後に、等を赤字で追記をいたしております。

また、同じく概要の右側でございます。

特に強化する取組という黄色に黒字で書い

てございます。一番上の欄に朱書きをしております。

計画策定検討委員から、性暴力の未然防止が大変重要だという御意見をいただきましたので、DV等に性暴力という文言を加えて明記をいたしました。

子ども家庭福祉課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○椎場健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

資料の13ページをお願いします。

新たな動物愛護センターの設置について御説明させていただきます。

まず、1の目的でございますが、新センターは、動物愛護の普及啓発、教育や保護動物の適正な飼養管理、譲渡等を推進するために、動物愛護の拠点として設置するものでございます。

2の施設の概要から4の事業の概要につきましては、次のページの資料で御説明いたします。

14ページをお願いしたいと思います。

資料の左上に現センターの現状、課題をまとめています。

現センターは、ここに記載のとおり、ハード、ソフト両面で課題がございました。

これらの課題を踏まえまして、左下に記載のとおり、動物愛護センターの基本計画に定めた4つの機能を有する施設整備を進めてまいりました。

新たな動物愛護センターの概要でございます。

資料中央の部分を御覧いただきたいと思います。

まず、(1)の施設の概要についてですが、所在地は宇城市の松橋町でございます。新センターでは、犬50頭、猫80頭を収容できるほか、100人収容可能な多目的スペース、保護犬用のドッグラン、多目的広場などを備えて

おり、研修等で多くの方々にお越しいただけるようになります。

(2)の組織の概要でございますが、新センターでは、3月1日に健康福祉部の出先機関として新設をいたします。開所時から獣医師3人を含む県職員5人を配置するほか、4月以降に会計年度任用職員の獣医師、愛玩動物看護師も任用しまして、動物愛護を推進する体制を構築していきます。

(3)の事業概要のところでございますけれども、基本計画で定めた新センターの4つの機能を生かしまして、動物愛護の取組を強化してまいりたいと思っております。

具体的には、ここに記載のとおり事業を予定しておりまして、特にアンダーラインを引いている部分につきましては、新センターで拡充、もしくは新規に取り組むものでございます。

下の段に令和6年度からの動物愛護推進体制のイメージを記載しております。

現センターにつきましては、動物愛護センターの別館として利用をいたしまして、現センターも活用しながら新センターの取組を進めていく予定としております。

資料のほうの13ページにお戻りいただきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、3月26日に新センターの開所式及び内覧会を予定しておりまして、準備が整い次第、事業を順次開始していきます。

なお、5月にはオープニングイベントを開催する予定でございます。多くの皆様にお越しいただければと思っております。

健康危機管理課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○川上総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

こころの医療センター第4次中期経営計画

の策定について御説明申し上げます。

次ページに計画の概要をつけておりますけれども、本ページによりまして御説明を差し上げたいと思います。

まず、計画策定の1、目的でございますが、県立の精神科医療機関としての役割、機能に基づき、センターの基本理念を実現するための中期的経営指針として策定するものでございます。

また、総務省のガイドラインに基づく公立病院経営強化プランとしても位置づけをしております。

次に、2、概要でございますが、計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としております。

計画策定の基本的な考え方でございますが、まず、センターの果たすべき役割を明確にし、その役割を踏まえ、4つの基本方針を掲げております。

役割の1つ目は、新興感染症をはじめ、民間病院では対応が困難な患者を受け入れるセーフティー機能の発揮、2つ目が、民間病院では採算確保が困難な政策的精神科医療への対応、3つ目が、早期診察、早期治療による地域で安心して暮らせる精神科医療の推進、4つ目が、全国的な課題にも対応できる人材の育成としております。

基本方針は、県立の精神科医療機関としての役割、機能の発揮、医療の質の向上と安全、安心の確保、精神科医療を支える人材の育成、安定した経営基盤の確立を掲げ、これに沿った形で取組を実施してまいります。

3の重点的に取り組む事項でございますが、まず、政策的・先導的精神科医療への積極的取組としましては、新たにひきこもり支援の取組を推進し、児童・思春期医療は、外来を中心に引き続き取り組んでまいります。

次に、地域生活支援機能の充実・強化では、福祉施設等への連絡強化や連携を図り、入院患者の地域への移行、定着を推進してま

います。

次に、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組では、コロナでの経験を踏まえ、迅速で適切な対応ができるよう体制を整備してまいります。

次に、安定した経営基盤の維持・向上では、職員参画の病院経営や経営収支の健全化に取り組んでまいります。

最後に、収支計画及び経営指標等についてですが、まず、令和8年度までの3年間で、新型コロナ流行前の令和元年度の経営水準まで戻すことを計画前期の目標としております。

病院局の説明は以上でございます。

○楠本千秋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 1点だけお尋ねします。

第8次保健医療計画のところの3番の保健医療圏の設定と基準病床数というところで、この中に精神科の病床が、実は、数が入っておりますけれども、もともと地域医療構想の中には精神科のベッドは入ってなかったと思います。これは国のほうから示された話かどうかをまずお伺いしたいと思います。

○笠医療政策課長 医療政策課でございます。

基準病床と地域医療構想の将来必要となる病床の差のお話かと思えます。今委員が御説明があった精神科の病床の扱いは、地域医療構想のほうは、精神科の病床は入っておりませんので、そこで差が出てくることになろうかと思えます。

また、ちょっと目標とする年度が異なりますので、それによってまた病床数の差というのが出てくることになろうかと思えます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 当然、これは二次医療圏ごとに地域医療構想やっているとと思いますが、この中に、はなから精神科ベッドは入ってなくて、ただ、もともと数が多いので、そのうち国のほうが、地域医療構想に組み入れられるような形で病床数を減らしてくるだろうなとは思ってたんですけども、こういう形で、またぽんと出てきたもので、逆に言うと、国のほうが、このベッドを指示してきているのかどうかというのが分かればと思ってちょっと聞いたんですけども、逆にこのベッド数自体は、あくまでも県がつくった目安というふうに考えていいんですかね。

○本田健康福祉政策課長 委員が今おっしゃいましたとおり、一応データをどの算定とか基礎数値を取るかということに基づきまして、一応国の指示の下に算定した数字ということになっております、人口数ですとか。そのようなものを考えてというところです。

○藤川隆夫委員 精神疾患自体含めて、今現状は、精神科病院の中で認知症の方々も結構預かっていらっしゃるんで、そこを含めた場合に、要は、介護施設に認知症の方が入っているだけじゃなくて、精神科病院に結構な数の方が、実は認知症の方入っていらっしゃいます。それを踏まえた上でのベッドの算定というのも本当は踏まえてやっとなないと、やっぱりなかなか難しい部分があるので、一応これだけでいいんだろうという話かもしれませんが、現状は、ある意味、ちょっとそこは調査をかけたほうがひょっとするといいかもしれません、精神科病院にもそういう形で対応していただければと思います。私からは以上です。

○楠本千秋委員長 ほかにありませんか。  
なければ、これで報告に対する質疑を終了

します。

ここで私のほうから、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和5年度厚生常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で委員から提起された要望、提案等の中から、取組が進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定については、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、9項目の取組を上げて案を作成しました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、これらの項目は、特に具体的な取組が進んでいることとして取り上げました。

それでは、この案につきまして何か御意見等がございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもって第5回厚生常任委員会を閉会いたします。

午後1時1分閉会

—————○—————

○楠本千秋委員長 なお、本年3月をもって役職定年される方が本日3名出席されております。それぞれ一言ずつ御挨拶をいただきたいと思いますのですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○楠本千秋委員長 沼川部長、お願いします。

（沼川健康福祉部長、坂本総括審議員、下村高齢者支援課長の順に退任挨拶）

○楠本千秋委員長 お疲れでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、坂梨副委員長はじめ、委員各位の御協力をいただきまして、委員会の活動を進めてまいりました。終始熱心な御審議を賜り、感謝申し上げます。

また、沼川部長ほか、竹内管理者、そして執行部の皆様には、常に丁寧な説明と御答弁をいただき、心から厚く感謝を申し上げます。

今御挨拶いただきました、この3月をもって勇退される皆様は、長い間県政に携わっていただき、本当に御苦労さまでございました。御勇退後も、県民の一人として県政の発展にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様、本当にお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

それでは、副委員長のほうからも御挨拶をお願いします。

○坂梨剛昭副委員長 一言御挨拶申し上げます。

まずは、沼川部長、そして坂本総括審議



員、そして下村課長、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

この1年間、楠本委員長をはじめ、委員の皆様とともにこの委員会運営に努めてまいりました。委員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻いただきまして、本当にありがとうございました。

この委員会で議論されたことを、そういった施策を前に進めることが私たちの役割だと思います。しっかりとこれからもこの委員会が発展することが熊本県民の皆様の発展につながることを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間お世話になりました。（拍手）

○楠本千秋委員長 以上で終了いたします。

午後1時9分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

厚生常任委員会委員長